

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (2) (16.3定)			
日 時	平成16年9月16日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時41分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、横田副委員長、山田・上野・森井・佐々木(茂)・ 前田・斎藤(博)・古沢・見楚谷・斉藤(陽)・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民 ・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、建設部参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の当委員会の選挙におきまして、委員各位のご支持により委員長に選出されました北野です。本議会は、過日の台風の被害の問題やごみの有料化の問題をはじめ、さまざまな問題が市民から要望としても出されておりますので、これにかかわる審議をじゅうぶん尽くす必要があると考えています。委員各位におかれましては、私と見解は大いに違いますが、ぜひ円満な運営にご協力をいただき、また、市長はじめ理事者の皆さんにも、特段のご協力をお願いいたしまして、ふじゅうぶんな点はぜひ補っていただきますようお願いする次第です。

なお、自民党の横田久俊委員が副委員長に就任されておりますので、ご紹介申し上げます。横田副委員長には、全面的にバックアップいただくように確約をいただいておりますので、円満な運営、よろしく願い申し上げます。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斎藤博行委員、古沢委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大畠委員が森井委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

それでは、共産党。

古沢委員

私は、今日は台風被害の問題を中心にお尋ねをするつもりでいます。

漁港の管理費用の問題について

その前に1点だけご報告いただきたいと思うのですが、漁港の管理費用の問題で、電気料やいわゆる軽易な維持補修費、この問題について、いわば不適切な支出ではないか、違法な支出ではないかという問題でお尋ねをしておりました。道との関係においてもその解消・解決に当たりたいというご答弁をいただいておりますから、現在の進行状況を、まずお知らせください。

(経済)水産課長

漁港の電気料の関係でございますけれども、第2回定例会におきましての議論を踏まえまして、7月7日に後志支庁長の方に市長名で文書をもって、条例・規則にのっとった善処方を申し入れしてございます。また、7月15日に、北海道市長会水産担当課長会議で市長会として北海道に対して申し入れするよう、小樽市の方から議題提出をいたしまして、市長会として北海道に対して要望していくという形になって、現在、事務が進められております。また、市長会におきましては、沿海町村もございまして、町村会の方とも連携をとっていくという形になってございます。ただ現在、道あるいは後志支庁の方からは申し入れした後、特に連絡等は来てございませんが、市長会の水産課長担当者会議が北海道の方と現在協議をしているということで伺ってございます。

古沢委員

今回の台風ではありませんけれども、台風が過ぎ去ってからの強風、風被害の方が大きかったというふうにならないようにしてください。

地域防災計画について

それでは、台風被害についてお伺いしたいと思います。

さきの代表質問で、北野議員が市の防災計画の改善について市長に見解を求めておりました。これに対して、市長は総点検をするということをお約束されておりますが、今回の台風の被害を検証する立場から、幾つかの点でお伺いしたいと思います。検証するといっても、現にまだ対策に当たっている最中でありますから、それはそれで全力を挙げていただきたいと思います。

まず、小樽市の地域防災計画に基づいて、体制上の問題で幾つかお伺いします。

これまでご報告いただいているところによれば、9月8日の前日午後6時39分に暴風波浪警報が発せられて、直ちに市は災害対策連絡室を設置したというふうに言われています。この連絡室というのは、防災計画によれば、対策本部の設置に至らないとき、つまりは災害の発生又はそのおそれがないと見られるとき、判断したときに、連絡室をまず設置するというふうになるものだと思うのですが、このような判断をいつ、どなたがされたのか、お聞かせください。

(総務)高野主幹

災害対策連絡室につきましてであります。私どもで台風の情報を押さえておまして、その中で8日未明0時以降に台風が来る予定であるということのお話がありましたので、私どもで連絡室について総務部内部で協議しまして設置をしました。それで、その決定に際しましては、いつの時点で立ち上げかということにつきましては、警報発令時ということで整理させていただいております。ただ、夜半ということでもありますので、私どもでは前日の午後4時30分に各部の庶務担当課長会議を開きまして、その時点で警報が発生された際には、連絡室を立ち上げると。それで防災計画にありますように、担当責任者ということの指示を用意していただくとともに、各部でその会議の中で防災に備えて警備等を周知するように、あるいは連絡体制をしっかりとるように周知したところであります。

古沢委員

災害対策基本法第23条では、災害対策本部の設置については、これは市長の責任において行うというふうになっているわけですね。前日午後6時過ぎに連絡室が設置された。では、その連絡室の体制、組織、配置の人員、そしてこの連絡室が明8日にかけて、広報中心だと思っておりますが、取組を開始したのだと思っておりますが、この取組内容について。

(総務)高野主幹

連絡室を立ち上げまして、その後速やかに消防の方で台風広報をさせていただきました。それから私どもでは、庁内待機ということで昼夜を通して情報収集に当たりました。朝方6時5分過ぎ、実際には暴風域に入ったのが7時過ぎぐらいなのですが、その前段で消防などのパトロールもしながら情報を把握しております。台風が7時半過ぎに強くなったということで、改めて各部の被害状況が入ってきまして、その中で我々の方ではそれぞれの、それから港湾部は早めに4時台から配置したわけで、それぞれ台風に応じて施設管理あるいは自分の押さえられる範囲のところについては、各部それぞれ対応しているかと思っております。そういう状況であります。

古沢委員

そうですね。今お話のあった港湾部などでは、8日未明といいますか、午前3時、4時にはもう責任ある人々が配置というか、出勤しているとか、そういうような対応をそれぞれとっているということは承知しています。たいへんご苦労だったというふうに思います。連絡室の体制、組織をお伺いしたのですが。

(総務)高野主幹

連絡室につきましては、総務部を体制の中で要員として押さえて、そのスタンスを整備する。また、必要な人については指示するということでもありますけれども、私どもの今回の対応等につきましては、総務部内の連絡体

制の確立、それからあと連絡情報システムの確立ということの中で押さえさせていただいております。その台風の流れにつきましては、逐次私どもで庁内会議の中で整理させていただいております。

古沢委員

連絡室の室長は総務部長ですね。それから、副室長が防災担当主幹で、配置される職員は防災担当の職員と。それに必要がある職員の配置なのですが、特別なことがなければ、台風前日はこの3名の配置ということだと思っておりますけれども、それはどうですか。

(総務)高野主幹

一応、その必要に応じた体制ということで、室の体制としてはそういう部分になりますが、台風の状態などに応じて、必要な人に動員をかけるとか、そういう体制に変わっていくのですが、原則的には明らかに防災計画で指示されている部分につきましては、そのような体制になっております。

古沢委員

当日、午前11時に対策本部が設置されました。これは配置基準があると思うのですが、どういう配置基準であったのか、それと対策本部の体制はどのように組まれたのかをお知らせください。

(総務)高野主幹

市の場合につきましては、災害の体制については、風水害と地震、津波対応ということで違いますが、今回については風水害ということで整理させていただきまして、災害対策連絡室で情報収集して以降、暴風雨の経過が一時急速にそのような状況になったということで、私どもでは2次の非常配備体制をとりました。2次非常配備体制と申しますのは、災害対策本部の設置ということなものですから、自動的に災害対策本部員等が決まりまして、役割がそれぞれのセクションにあります。それらのことについて対応させていただいております。個々の部分については、それぞれのセクションなりで。

古沢委員

第2次非常配備ですから、配備内容は原則係長職以上の人員、関係各部の所要の人員をもって充てると。災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制、これをいうわけですが、実は同日は第3回定例会初日でありました。これは検証をする立場からというふうに最初に断りましたけれども、定例会は午後1時定刻どおり淡々と始まったのです。市長以下各部長、本会議場に拘束をして、初日ですから通常の本会議とは違って、時間的には短いとはいえ、まさに午前10時、11時、12時と、大変な強風のさなか定刻どおり始まったと。これは質問ではありません。私自身、日に日にこのことを思うにつけ、これでよかったのかと、議会の側からしてもこれでよかったのかということ、どんどんどんどん広がって、今現在でいえば、あの8日の定刻どおり本会議を迎えたということに対して、いわば痛恨のきわみ、そういう思いさえします。非常事態だというときにあれでよかったのかと。これは議会の側、議員として私の側でも、自己検証的に考えて振り返っておかなければいけないことではないかと、文字どおり痛恨のきわみであります。それはそれとして、台風の4日目、5日目の土・日の体制を伺います。どういう体制をしかれたのか。

(総務)高野主幹

土・日の体制でありますけれども、日付の経過とともに被害情報も少なくなりまして、あと現場対応、障害の除去ということの観点で建設部維持課が通常体制で、朝から晩までの間、日曜日につきましては、朝から通常体制なのですが、ただ私どもで情報を得ているところは、2時でその対応は、苦情などがなくなったので、電話当番体制という体制をしかれたと聞いております。防災につきましては、土曜日は10時から11時と11時半から15時ぐらいまで、交替で出ていました。日曜日につきましては、また同じような形でやっています。あと消防につきましては24時間体制ということで、基本的に土曜、日曜につきましては、災害対応、その処理という方を軸にやっております。

古沢委員

私も土曜日朝から役所に出てきて、役所の中の様子を見せてもらいましたが、非常に大きな被害をもたらした台風、それに対する対策本部としては、残念ながらこの土・日は機能していないということを感じました。市役所の正面玄関は厚い扉で閉ざされていますから、通常の状態では別館の警備員室をくぐっていかねばいけません。総務部内は防災担当の職員が1名いるのみでした。防災担当の主査の方でしょうか。この方も対策本部の配置としていたような様子ではなかったのではないのでしょうか。心配のあまり来ていたというような状況に見受けられました。あと庁舎内は、環境部は管理課長以下数名がいろいろ対策を練っておられるようでした。福祉部は介護保険課長が1人いたでしょうか。経済部は、産業振興課長1人でしたね。財政部は、ここは初動、なかなか頑張っているというように思いましたけれども、今、固定資産税の減免の措置などに実際に動いておりますけれども、資産税課長以下、家屋担当の2系の職員が出ていて懸命に仕事をされている、そういう状況は見受けられました。しかし、統括する対策本部としての機能が有効に機能しているという状況ではなかったのではないだろうか。

ちなみに、土・日、隣の余市町では、果樹農家のリンゴなどの落下、それからブドウ棚などの倒壊、そういった状態によって、町長は土・日に職員にボランティアで出勤を求めたそうです、呼びかけたそうです。そして、そういう職員や町民、それから町外からのボランティアを組織して、100名以上の人たちが被災農家の応援に入っている。私どもの共産党にも、余市町から急きょこういう状況だから、手のあいている人がいたら一人でもいいから送ってくれという要請があって、土曜、日曜と余市町に応援に行った人が何人もいます。こういうのと比べますと、いったいどうだったのだろうというふうに思うのです。この土・日の体制について、もう一度どのようにお考えですか。

総務部長

確かに、土・日の体制で対策本部会議は別に解散したわけではありませんので、そのまま引き続きということであれば、ご指摘のとおり、体制としてはちょっと不備だったなということは、じゅうぶん反省しています。ただ、決して弁解するわけではありませんけれども、台風が済んで、後台風といいますが、それらも経過しました中で、ひとつ一段落したということもあったものですから、通常の情報収集等々の体制でという話で進めていったということは事実です。そして、実際に被害に遭われた方の支援策といいますが、そういう対応についても月曜日からというようなこともやったということもありましたので、土・日体制については通常のものでしかしていなかったということでもあります。

これについては、今回の台風につきましては、全体的にこれでよかったのかどうかということ、私どもとしても非常に反省しなければならないものがたくさんあったというふうに認識しています。それで、これをどういうふうに整理していくかということ、これからさせていただくわけですが、その中でそういう体制、今後ずっと引きずった体制とか、そういう中をきちんと検証して、今後とにかく被害に遭った方々にじゅうぶんなことができるような体制づくりを目指してやっていかなければならないというふうには思っています。

古沢委員

いや、そのとおりだと思うのです。

それで、一つだけ土・日の関係でいえば、私も役所にいましたので、こういうことがありました。災害広報計画の中では、被災者をはじめ地域住民の不安の解消、混乱の防止及び応急対策を円滑に実施していく上で、広報活動というのは極めて重要だというふうに言っておりますが、実は土曜日当日、すべての人が基本的には被害者なのですが、事例によっては被害者と加害者に区別されるような事態が、町場ではあちらこちらで起きました。そして、いわば被害者側と加害者側でこの問題の処理をめぐって話合いの場を持つ。そうしたときに、市の方でこうした災害の場合に、それらの問題をどういうふうに解決していったらいいのか助言、サポートするために来てくれないかという要請がありました。しかし、けっきょくその日は土曜日の夜でしたので、出向いてそういう対応はしないのだという結論をいただいて、その相談されていた市民の方は相当落胆しました。桜地域の方です。こういったこと

は、現実に対策本部の機能とのかかわりでいえば、やはりきちんと見ておかなければいけないと思います。簡単に言えば、役所に来てそういう問題を相談したら、災害なのだから被害者でも加害者でもないのだというような立場から、どう考えたらいいのかということの助言、サポートは、当然皆さんすると思うのです。町場に、ここでこういう話し合いをするから来てほしいといったら、いやいや、外には出ないのだなんていうのは、これは今後きちんと対応を決めておかなければいけないだろうと思いました。

台風被害の調査について

それで、被害の調査の問題です。現在、被害の全容を把握する、これが大事だと思うのですが、どのように取組が進んでいるのかということと、防災計画でいえば、例えば被害調査に当たって、市の消防団が18地区に分け、被害調査員を指名して、この調査員がみずから調査をする、地域住民から災害情報をまとめる、こういうことに当たるといふうになっているのですが、この防災計画でいう被害調査の具体的な今の問題については、作動したのかどうか、これもあわせてお伺いします。

(総務)高野主幹

私の方から消防団の関係でお答えします。私どもで現在、被害状況を集計しておりますが、まず出始めのときに、議員の皆さんに報告をさせてさせていただいた道への市の被害関係ですが、これについては、一応速報という押さえ方をしております。ただ、最終的に北海道へ報告するためには、まだ今の報告様式ではなくて、被害状況、統一された報告様式があります。現場で対応した状況を今は押さえしていますが、消防も資産税課も改めて今までの速報については内容を精査させていただいています。それらのことをまとめていきたいと。それでは、それで小樽市の分、全部かというところということではないものですから、例えば今回の保健所だとか、あるいは町内会などから関係部局の関係するところまで町内会につきましては、156の町内会について被害状況を町内会の皆さんの目で見えて報告いただいて、今までの押さえ等を整理させていただいております。

消防長

消防団につきましては、8日午前中に、消防団長から各副団長、それから分団長、連絡網によりまして団員に非常配備の連絡がされております。これは結果的に18分団合計しまして99名出てございまして、各分団ではパトロール及び被害の調査を実施してございます。その中で活動内容でございませうけれども、トタン屋根の撤去だとか、モルタルはく離の撤去、倒木の除去等がほとんどの活動ということで、被害状況の報告につきましては、現在のところ消防本部で押さえしている件数につきましては679件ありますけれども、これには消防本部、それから消防団、それから市民からの通報等が含まれている件数でございませう。

古沢委員

台風被害の応急対策について

応急対策のことでお聞かせください。

経済部にかかわることが幾つかあります。一つは農家に対する応急対策で、台風の翌日、朝から蘭島方面からずっと農家を回ってきましたが、特に小樽の農家はハウス農家が多いものですから、相当被害をこうむっているという現状でした。こうした農家に対する応急対策が今どのように進んでいるのかということが一つ、それから水産関係、漁港関係での被害もまとめられてきているようですが、これに対する対応策、これはどうでしょうか。

(経済)農政課長

農業被害に対する市の対策と対応ということでございますけれども、これにつきましてはJA新おたる農協、管内の4市町村、後志農業共済組合、それから北後志地区農業改良普及センター、これらが一体となって災害対策本部を10日に設置してございます。その中でこれからの対策について詰めているところでございます。

(経済)水産課長

漁港関係の被害についてでございますけれども、漁港関係の大きな被害という部分では、祝津漁港で電柱が2本

強風により倒れたということでございまして、昨日の夕刻までに復旧を終えてございます。その他忍路湾につきましても、市の方で設置している簡易トイレが傾いた。それらの部分も市で台風の翌日に修復してございますし、塩谷漁港は特にございません。また、高島は小樽港の漁港区ですけれども漁港ではないですが、それらの中で浜小屋が大きく1件倒壊している部分があるというようなほかに、沿岸全体でそのほかに小さな浜小屋がございすけれども、漁港につきましては、電柱2本の修復を終えているというところでございます。

古沢委員

経済部にもう一点聞いておきたいのですけれども、我が党は、北海道に対して、今回の災害を受けて、直ちに緊急雇用交付金事業の中で道の単独事業として特別に災害枠を確保して、そして応急対策に役立つ仕事の場も確保するという事を申し入れているのですが、それとの関係で動きはありますか。

(経済)商業労政課長

台風18号災害に関連する緊急地域雇用創出特別対策事業の中小企業枠での実施予定額の追加要望について、昨日、商工労働事務所を通じて照会があり、私どももいたしましては、現在、各部にそういった追加要望の事業があるかどうかということを知照している状況にあります。

古沢委員

港湾部にもお聞きしておきたいと思うのです。行きましたらびっくりしましたね。コンテナが縦になっていたり、トラック、トレーラーが倒れていたり、港湾部の建物自体がこれはいったい何かと思わせるようなさま変わりをしていたようです。聞きますと最大風速57メートルだったそうですけれども、応急対策はどのように進んでおりますか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

港湾部の被害につきましては、上屋等の建物の屋根のはく離、それから今、古沢委員がおっしゃったように、港湾部庁舎の望楼の部分がガラスの枠が飛び散って、ひどい状況になっております。それで、2次災害の防止という観点、それからその港湾業務に支障を与えないと、そのようなことを勘案いたしまして、緊急度の度合いに応じて、早急に対応したいというふうに考えてございます。

古沢委員

農業被害、農家対策の関係でお願いしておきたいのですが、一つは農家の皆さんは今年もうだめだろうと。来年にかけるといふふうに、そういう意味では非常に強い方々だといふふうに思ったのですが、しかし被害に遭ったハウス用のビニールは購入しなければいけませんし、パイプも購入しなければいけません。早速品薄で価格がはね上がっているそうです。こういった問題に対する対応だとか、まずは破損したビニールを回収して、廃棄物として処分しなければいけません。そういった問題だとか、さらには共済の支払の問題でいえば、共済負担金がもう底をついて払えなくなるおそれが出てきています。いろいろな問題が2次的に浮かび上がってきているようです。こういう問題にも、ぜひ応急対策の中でできるだけ対応できるように頑張っていたいただきたいと思います。

台風18号被害の事例に対する各部の対応について

そこで、設置された対策本部のそれぞれの各部にかかわるようなことで、幾つかの事例を言いますから、お答えいただきたいと思います。

まず最初です。8日、家の屋根が全面的に飛ばされて雨が降りましたから、けっきょくそこでは寝ることなど当然できないわけですが、市役所にすぐ電話をしたと。何とか一晩でも泊まれるような避難場所がないかと言ったら、対応した市役所では、そんな避難場所はないというふうに答えたそうです。対策本部でこの種を担当する部はどこですか。

(総務)高野主幹

今のお話ですが、私どもで災害対策本部あるいはその連絡室の時間帯もありますけれども、そのような中でこの

ような話が入った場合には、電話交換室でわかりましたら、通常、防災、建設部、それから消防に入る可能性があります。その中で話しをするときには、このような回答はそれにはしていないという部分なのですが、私で後から市役所の中のどちらの方にかけてたかというのを確認していただいて、私どもの至らないところについては、今後の周知の材料にしたいと思います。

古沢委員

32局の4111番にかけたら、台風のさなかですもの、被害を受けている人はどこどこにつないでくれとか、だれだれさんを出してくれなどという、対応とりますか。32局の4111番でじゅうぶんではないですか。

(総務)高野主幹

私どもは、背中に交換室がありまして、具体的な内容で今みたいな話が入りましたら、最低振るところがわからなければ私どもで聞きます。その中で判断していますので、私どもそのときその部屋に相当人数を常駐させていましたから、そういう情報が基本的に入ると考えるのです。漏れたということが想定外なものですから、なぜ漏れたかというのを教えていただくためには、わからないかもしれないのですが、悪くとも最低限、交換のところでもどちらの方にと話したと言っただけであれば、私どもでその状況を確認できるのですが、32局の4111番で来た場合に、災害に当たって当初災害対策連絡室でやっている際には、防災、それから消防、建設部で基本におおむね電話の振り分けはしています。時間帯によってはちょっとわかりませんが。

総務部長

今、主幹が申し上げたことは、今そういう災害になっているときに避難する場所は、基本的には学校とか町内会館とかそういうことになりますので、中には自主的に学校とか町内会館に行っていた方もいると思うのですが、もしそういう電話があった場合に、とりあえず学校若しくは町内会館にまず避難をしていただきたいというふうに申し上げることにはなっているのです。もし、電話をかけられた方にはそんなところはないという発言があったとしたら、その状況はわかりませんので何とも言えませんけれども、たいへん申しわけない答弁だったと思います。それらも含めて、常にそういう体制はとっているつもりではいるのですけれども、中にはそういう状況があったとすれば、その方にはたいへん申しわけないと思っておりますので、今後じゅうぶんそういうところの徹底をしていきたいと思っています。

古沢委員

同じような方で、差し当たって住む場所がないので、市営住宅か道営住宅に入れてもらえないだろうかというふうに市役所に相談したそうですが、10月の入居申込みで応募してくださいと言われたということです。これは対策本部のどこが担当になるのですか。

総務部長

公営住宅になれば建設部住宅建築課ということになるのですけれども、それも含めて公営住宅の入居ということは、そういう被害があって即入居させるということにはなかなかならないというのがひとつありますので、では、入居させられるかどうかということは、対策本部会議の中で議論しました。それで、実際に避難されている方がいらっしゃると思いますので、避難されている方々に対して、その後元に戻るのかどうなのかということを確認して、できないのであれば、制度として公営住宅に入居させることができる制度もありますので、それを確認して入居させようということです。その際に、10月の入居申込みというのは、確かにそういう時期に来たのですけれども、それを一時やめまして入居させようということなので、恐らく申し込んでください、これもその状況がわかりませんけれども、申し上げたときはたまたま10月の手続をしようといった段階なもので、そういう答えをしたのかと思っていますけれども、それらも含めてじゅうぶん整理していきたいと思っています。

古沢委員

要するに、対策本部が機能していたかどうかということを検証したくて、具体的な例を挙げたわけですが、例え

ば北野議員も代表質問で触れておりましたけれども、あれは9日、木曜日の夜でしたね。車で移動していたときに携帯電話が入ってきました、自宅の前に風で飛んできた木や木材が、それにさらにはトタンなど、それを集めて整理をして、そして市の事業所か市役所かに電話したのだと思うのですが、そうすると業者を紹介するからそちらに頼んでくださいと言われたというので、これは解決しました。その晩のうちに環境部と相談をして、今は24日まで燃える日、燃えない日も関係なく無料で回収しようというふうになりましたけれども、こういうことが起きたり、もっと悲惨だったのは、8日に屋根があらかた飛んで雨が降りましたから、心配になって次の日に行ったら、3人家族の方ですが、屋根にシートもかかっていない。どうするかまだ決めようがないのだというお父さんの話だったのですが、その翌日に行っても相変わらずでした。それで心配になりまして、金曜日の夜にもう一度行ったら、相変わらず家はそのまま。週が変わって雨という天気予報があったものですから、すぐに市役所に電話をしたら、建築住宅課長がおられて、市営住宅の手配をお願いしたのですが、何が悲惨かといったら、そういったときに、まずはこういうときにどうしたらいいかというふうに市役所に電話をすればいいというふうに、このお父さんの思いがめぐるという状況、こういうのが本当に悲惨だというふうに思いました。だから、こういったことも含めて、被害を数字でとらえるのではなくて、中身で実態でぜひとらえていきたいというふうに思うわけです。

福祉資金貸付制度について

それで、例えば市役所の方では、直ちに各種制度などについては紹介をされています。その中で、これも代表質問の中で問題になりましたが、生活福祉資金貸付制度がありまして、住宅資金災害援護資金というのがありますが、実は被害の最も大きい、建て直し改修が難しい、解体するしかない、その資金もじゅうぶんない、そういう方にはこの資金が適用されないという問題があります。そこで、資料要求をして皆さんのところに配布していただいているのが、その一部改善です。この問題について説明いただけませんか。

(福祉)地域福祉課長

提出資料についてでございますけれども、北海道社会福祉協議会の方から15日、昨日午前小樽市社会福祉協議会にファクスされたものですから、見づらくなっておりまして恐縮ですけれども、丸で囲みました表題の部分は、生活福祉基金ファクス通信ということになっております。今、委員からご指摘がありましたとおり、13日の北野議員のご質問に市長から解体撤去費のみの場合は対象としていないものでありますというふうにお答えしておりましたけれども、そのときに小樽市も含めまして、そういうことでは対応できないという申入れを北海道社会福祉協議会にしておりました。それで北海道社会福祉協議会の方で道とも協議し、道から国へすぐ連絡をいたしまして、拡大してよろしいということで、いわゆる建て直しをしなくても、解体撤去のみの場合でも対象とするということになっております。ただし、提出しました資料にございますように、1)、2)、3)とありますが、特に被害状況の程度によりますという部分がありますのと、それから資料の下の方にあります対象を拡大したことにあわせて、この住宅資金あるいは災害援護資金につきましては、償還するための据置期間を現行6か月というふうになっておりますが、2年ということで、一口に言いまして、利用される方の範囲を拡大したと、それと返しやすくしたということで対応していただいたものでございます。

古沢委員

適用されるケースというのは、今回の災害被害の場合でも、それほど多い件数には上らないと思います。しかし少ないから問題がないということではなくて、実はこういう被害に遭ってこういう状況になっている人が最も多いと思いますが、より困っているわけですから、これに対応できるようになったということは、一歩前進だと思うのです。我が党もこういう状況を受けて、道議会の花岡道議を通じて国に働きかけたり、道と相当粘り強くこの問題に何とか道を開こうということで取り組みました。そのことを紹介しておきたいと思うのです。

もう一つ、要望です。それでもなおかつ、例えばこの福祉貸付にしても、返済期間の問題だとか、連帯保証人の問題だとか、そういった問題がハードルとしてこれの貸付けを受けることもできないという人が中にも出てきた

りする場合が、時にはあるわけですね。市独自でこうした災害に対応するために、例えば住宅補修資金の貸付制度、こういったものを緊急に立ち上げていくということに、その検討に着手するという必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

総務部長

その辺については、代表質問の中でも札幌市の例をとってご質問がありました。市としては、さきに市長からも答弁がありますように、現行サイドの中で何とかやって対応していきたいと。それで、住宅金融公庫なども、今回の台風18号による被害を受けた方に低金利で実際に建設する場合とか補修する場合とかという制度を設けて受付をするということもありますので、とりあえずそういう制度の中で対応していきたいというふうに思っています。市独自のということもございますけれども、それについては、内容によってはどういう相談ができるかということはもちろんあるのですけれども、実際の制度として立ち上げるということについては、小樽市としては現在そういう状況にはなかなかならないのではないかとこのように思っていますので、その辺ご理解いただきたいとします。

古沢委員

ちなみに札幌市の場合は、昭和40年にこういう融資制度、貸付制度をつくられていまして、災害発生時ごとに累計すると200件以上、224件の貸付実績になっているようです。ぜひ検討いただきたいと。今回の災害を検証するに当たってのテーマとして、ぜひ前向きにとらえていただきたいと。先ほど地域福祉課長に報告、説明いただいたのですが、老朽化で解体処分のみでオーケーというようになったのですが、これに該当する件数、今わかっていますか。

(福祉)地域福祉課長

該当する件数といいますか、今日朝一番で社会福祉協議会の窓口から状況を聞いております。その状況を申し上げますと、昨日夜5時現在までで、災害福祉基金の借入れの申し込みは、面談あるいは電話も含めて19件ございます。そのうち、その内容といいますか、例えば申請人がテレビのアンテナが壊れたとか、あるいは家を持っていないのだけれどもという、そういう方がいらっしゃいましたので、そういう方を除きますと、4件の方の申請をお受けできると。そのうち、先ほどお話ししました解体撤去のみの方というのは、2件ございます。それが即現時点で貸付に結びつくかということはまだ不明でございますが、申請として正式に受けたのは4件であり、そのうち2件が解体撤去のみということになっております。

古沢委員

最後に一つだけお聞かせください。

被災者生活再建支援法の目的と適用要件について

小樽市だけとは言えないものですが、被災者生活再建支援法というのがあります。この目的と適用要件について、教えてください。

(総務)高野主幹

この対象といいますか、この部分につきましては、自然災害に当たりまして被害を受けた方につきまして、生活安定あるいは居住の安定に資するための制度です。制度の適用につきましては、災害救助法に定めます基準、小樽市でいきましたら15万都市ということで、住家が滅失した世帯の数100戸、ただし半壊のケースがあった場合は2戸で1件ということで数えさせていただきますので、半壊だけでいけば200戸必要ということになります。それが一つ目。あと二つあるのですが、市町村で10戸以上の世帯が全壊した場合、あと、北海道で100以上の世帯が住宅が全壊した場合に該当するというので、3点の条件があります。いずれかを満たせばいいということです。

古沢委員

これが適用された場合の支給対象は、どういうふうになっていますか。

(総務)高野主幹

支給対象世帯でありますけれども、全壊した世帯が生活安定資金の対象になります。それから居住安定資金につきましては、全戸壊れた方、あるいはもう一つちょっと微妙なのですが、大規模半壊という、半壊の中でも非常に状況の悪い状況になった場合に、そちらの方々が支援対象になります。

古沢委員

小樽市が適用になるや否や、あるいは単独で無理であれば、例えば隣町が全壊10戸であれば、隣接する市町村は5戸というふうに要件が下がりますね。そういう隣接要件で該当になるや否や、あるいは北海道全域でいえば、適用の見通しありやなしやというのは、今の状況でわかりますか。

(総務)高野主幹

北海道の状況としまして、昨日の速報段階では、全壊が11戸。小樽市の現在の調査状況で、小樽市の10戸に該当する部分では今のところゼロ戸です。それから、今委員が言われました災害10戸のところ隣接する場合の5戸というのは、その自治体が10万人以下のところの世帯が該当で、小樽市の場合14万何がしですので、それは該当から外れます。

古沢委員

この再建支援法の場合、仮に適用というふうになってきますと、被災ごとに後付調査をやられているようですが、適用になるというような見通しになれば、迅速にいち早くそういう被災者に情報を提供してほしいというのが、調査した中では最も要望として挙げられている項目なのです。そういう意味での情報提供ということも考えながら、これの状況把握にも努めていただきたいということを含めて、検証的にいいながら、一部声も荒くなったところもありますけれども、私の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐々木(茂)委員

さきの定例会で代表質問をさせていただきましたので、その関連事項で若干質問をさせていただきます。

国民健康保険事業について

まず、国民健康保険事業についてでございますが、17年度改定を見送る要因として、一番目にまず決算状況はどうであったか、お尋ねをいたします。

(市民)保険年金課長

15年度の決算状況でございますけれども、実質収支で約5億1,400万円の黒字という状況になってございます。

佐々木(茂)委員

累積収支不足額についてお尋ねをいたします。

(市民)保険年金課長

累積収支不足額でございますけれども、まず14年度末で33億8,700万円ほどございます。それから、今年3月に約1億600万円ほど繰上償還をやっていまして、平成15年度末の累積収支不足額は約32億8,000万円という状況になっております。

佐々木(茂)委員

次に16年度予算についてお尋ねをいたします。

(市民)保険年金課長

16年度予算でございますけれども、当初3億3,000万円ほどの収支不足額が見込まれておりまして、これを特別調整交付金に期待計上してございましたが、現在、前年度繰越金が5億1,000万円ございまして、これを補正予算で計上しておりまして、この対象枠が変わらないということで改善の方向になっております。改善が期待できると

いうふうに考えてございます。

佐々木(茂)委員

今回のさきのご回答をいただいた中で、17年度においては改定を見送る、この要因ですが、たぶん所得控除、公的年金控除の改正だと思うのですが、その辺についてお聞かせください。

(市民)保険年金課長

16年度の税制改正におきまして、65歳以上の年金受給者にかかる法的年金控除額が最低140万円から120万円に縮減されるという状況になっておりまして、17年度分の所得から適用される、その影響が18年度分の保険料から出ると、そういう状況でございます。

佐々木(茂)委員

公営企業借換債について

次に、平成16年度公営企業借換債の内容についてお伺いいたします。

この下水道高資本対策費借換債、これの概要について、まず公営企業の借換債はどのような形だったのか、お聞かせください。

(水道)総務課長

公営企業の借換債についてでございますけれども、基本的にこの借換債をやる趣旨といえますが、目的でございますけれども、地理的な条件とか下水道事業費の維持費がたいへん割高になっていると、こういったことにかんがみまして、それによって資本費とかあるいは下水道の使用料、こういうものが全国平均よりも上回ると、こういった場合、当然公営企業金融公庫で貸し出ししている金利、これは建設当時、昭和50年代とかそういった部分では、高金利でございましたので、こういった部分が足かせになると、こういう観点から、そういう高い金利の利率の地方債の残高を抱えている部分、これを低利の金利に切り替えまして、財政運営の金利負担の軽減に資する、こういうような目的で切替えをしている、こういうものでございます。

佐々木(茂)委員

それで、この借換えによる最終年度までの効果はどのようになりますか。

(水道)総務課長

財政効果額ということでございまして、今回も16年度、実は9億990万円ほど借換えをさせていただいてございます。また、今議会でも専決処分報告いたしてございますけれども、そういった中では現行金利7パーセント以上ということで金利を抱えてございまして、これが今回の借入債によって2.4パーセントということで、金利差の部分が約5パーセントほど生じています。そういった中では、一応16年度単年度で見ますと、2,580万円ほどの財政効果、また最終年度まで試算いたしますと、1億6,400万円ほど財政効果が上がって、経営の部分ではたいへんメリットが生じていると、こういう状況になります。

佐々木(茂)委員

入湯税の17年度完全実施の見込みについて

財政健全化ということで16年度の実施は困難とされた入湯税の問題でございまして、さきの問題がいろいろあったのでございますけれども、財政健全化の中で入湯税は17年度に向けて実施をしたいということがございましたが、17年度の完全実施を見込めるのかどうか、感触の度合いをお聞かせいただきたい。

財政部長

議会の中でも何度もいろいろご意見等をちょうだいしてございました。昨年から関係者とはいろいろと話し合いをさせていただいて、対象が12人の事業者の方がいらっしゃいますので、全体会議を開いて、あるいは日帰りと宿泊を分けてそれぞれお話をする等やってございました。また、今年3月から5月には全事業者を個別に訪問いたしまして、いろいろお話をさせていただいて、意見交換もさせていただいたという経過がございます。そういった中で、

正面切って反対というところも、確かにわずかですけれどもございます。ただ、改正の趣旨については、道内のいわゆる入湯税の賦課状況であるとか、国内的に見ても、日帰りのお客様方、料金1,000円以下のところを減免しているというところが、小樽を含めて非常に少ないという状況もございまして、一方では財政健全化のすべての事務事業の見直しの中で、これも一つに挙げたと。そういう趣旨についてはおおむねご理解はいただいていたかと思えます。

その中で、やはり課題としては、これも景気低迷が続いていく中で、なかなか経営も難しいような状況もある。あるいは入湯税そのものは目的税でございますから、これまでどのようなものに使われてきたのか、あるいは今後増額されるという前提の中で、果たしてどういったものに使っていくとしているのか。その辺のことについて、もう少しいろいろ意見の交換をしたいというようなことがひとつ見えてまいります。

そういった中で、我々も6月以降、具体的にこういうものをどうかという検討を重ねているという最中ではございましたので、これは幾つか変更点がございましたけれども、来年4月1日スタートということでお話ししてきたのですけれども、条例改正等の作業から見ますと、これはどうも難しいというような状況になってございましたし、それから特に事業者の中では、旅行エージェントと一体となって料金設定をしているところもございまして、そういうことから見ると、短期間で決めたからすぐというわけにはなかなかいかないので、一応やはり一定の幅が必要だということもございまして、そういう意味から17年度中の一定の時期の中で何とか目指していきたいということで、引き続きねばり強く話し合いをさせていただきたいというのが、今の状況でございますし、これからそういう形で進んでいきたいというふうに思っております。

佐々木(茂)委員

16年度の交付税と財政力指数等について

16年度の交付税の見通しが立ったと思いますが、財政力指数等の関係でお聞かせいただきたいと思えます。

(財政) 財政課長

16年度の普通交付税の算定は、7月に行いました。財政力指数というのは、簡単に言いますと、交付税の算定に係る基準財政収入額を基準財政需要額で割った数字でございます。例えば、16年度一応普通交付税を算定しましたので、その結果16年度、単年度の財政力指数は0.469となります。一般的に財政力指数というのは、3年間の平均値でございます。それで、16年度は14、15、16年度の財政力指数を足して3で割ります。16年度は3か年平均によりますと0.462、15年度が0.461でございますので、コンマ001ポイント上がったということになります。

佐々木(茂)委員

起債制限比率について

次に、起債制限比率、これはどのように算出し、今後の見込み、その対策をされるか、お聞かせください。

(財政) 財政課長

起債制限比率というのは、地方債の許可方針の中で、この比率が一定以上になると起債を一定程度制限しますと、そういう比率でございまして、非常に簡単に申しますと、標準財政規模を分母にして分子には地方債の元利償還金に充当した一般財源を考えます。そのほかに、分子、分母から交付税において算定される金額を控除するわけですが、簡単に言いますと、そうなります。これは、今までは標準財政規模というものがここ数年、地方財政計画の見直しによって、どんどん小さくなってきております。一方、地方債の償還額自体が、ここ数年、毎年毎年多くなってきておりますので、この起債制限比率の数字は悪くなっております。ただ、私ども一般会計の起債の償還のピークが16年度、17年度、このぐらいだと思っております。建設事業も今控えておりますので、この後は公債費の償還が下がってきております。ただし、今の三位一体の改革の中で、またちょっと標準財政規模自体がどう動くのが非常に不明確になっておりますので、一般的に今のままであれば、起債制限比率自体は18年度ぐらいから多少改善するのかなと思えます。

ただ、現在小樽市では14パーセントを超えておりまして、この比率が14パーセントを超えると、国の方からこれを13パーセント以下にしろというものが参りまして、今、公債費負担の適正化計画というのを国に出してございまして、今財政健全化に取り組んで一定の効果も上げてございまして、公債費負担適正化計画を7年で立てるのですが、7年後には13パーセントを下回ると、そういうふうを考えております。

佐々木(茂)委員

海水浴場対策委員会の貸付金について

次に、今年は天気もよかったのですが、海水浴場対策委員会の貸付けが16年度で8,274万1,000円という残高がございます。それで、今年はこの貸付金の収支がもう海水浴時期が終わりましたので、出ていると思いますが、元金、また、利息の返済日、それらについてお聞かせをいただきたいと思っております。

(経済)観光振興室観光事業課長

今、ご質問がございました小樽市が行っております海水浴場対策委員会に出しています資金ですが、8,268万201円ということになっています。この貸付金につきましては、現在は平成8年度から小樽市が開設しております銭函3丁目駐車場、これを本年につきましては、7月9日から8月22日までの45日間、開設しておりますが、この収支で利益が生じた場合、これを返済金に充てるということになってます。今年の夏は、昨年、その前と2年続きの冷夏から一転しまして猛暑ということで、市といたしましても、ドリームビーチの方に対します入り込みを相当見込んでおりましたが、委員ご承知のとおり、海浜地の状況が劣悪ということで、一昨年に続いて1万人減で12万人ということになっています。それで、市といたしましても、収支は1,500万円当初予算を計上してございましたけれども、現在の収入はほとんどまっておりますけれども、約1,420万円ということになっています。支出の1,500万円につきましては、相当にいろいろな圧縮をかけまして、下げた結果、現在の収支でいきますと、利息分がございますけれども、これを外した後に元金には10万円前後、プラスで繰り入れることができるというような状況になります。

佐々木(茂)委員

今、説明がありましたように、発生から早もう10年ぐらいたって、この8,000万円なりのお金がそのままのような状況でございます。私がちょっと心配するのは、この貸付金の中で位置する形の中で、貸して返済してみたいな形ですが、実際には全然返済されていない。このまま放置されるような形になるのか、しかるべきときに欠損処理をするのか、その辺は早急にされた方がいいのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室長

放置すべきか、しかるべき決断をとということでございまして、ただいまお伝えをしたとおり、今年度におきましては、非常に微々たる金額ではございますが、黒字ということになりました。私ども今年度の収支状況を非常に注目といたしますが、最大の関心を持って見守っていたわけではございますが、といたしますのは、最近ずっと赤字が続いてございまして、今後の駐車場開設を判断する上で、16年度の状況というものが大きく左右するだろうというような考えの下に注目していたわけではございます。ただ、プラスになったと申しましても、10万円前後のプラスというのは、これをプラスと言えるかどうかということになりますと、8,000万円以上の返還金を抱える中では、パーセンテージとしては非常に少ない。ただ、一方ではやはり道内有数の海水浴場に隣接をした駐車場ということですから、その駐車場開設の意義も大きいですし、来年度と申しますか、今年度の秋からこの海岸整備の企業も出てきているということで、来年度に向けてのセットバックも予定をされてございまして、来年度につきましては、そういったものの整備が実現した折には、安全で快適な海水浴場の再現ということにもなるというような現実もございまして、この点では返還金を実行ということと、来年度の海浜地への対応ということも含めて考えますと、予算措置等条件が整理できれば、私どもといたしましては、これまでどおりの継続を図ってまいりたいというような考えでおります。

佐々木(茂)委員

今のような形の中に関連して、もう一つ伺いしておきます。

有価証券など財政の表し方について

有価証券の保有がございませぬけれども、6,800万円が今年の決算の中で、今年度末と申しますか、16年度の当初から減ってございませぬ。これはどういう形で発生したもののなのか、ひとつ伺いたいことと、それらの今の海水浴場対策委員会の貸付けなどと同じように、非常にストックの情報がこの決算のところを見まして、予算とか決算のいろいろな資料を見ましても、わかりにくい状態ではないかというふうに感ずるものであります。したがって、私はそういう形の中にありますので、行政評価の作成、これ総務省が指針と申しますか、マニュアルを定めていると思っておりますので、それらの本市の取組、また、バランスシートの作成を考えているのか、この辺について伺います。

(財政) 財政課長

まず、有価証券の6,800万円につきましては、石狩開発株式会社に出資している部分が減資によって下がったものでございませぬ。

今、バランスシートとストック情報の考え方でございませぬが、私どもバランスシートは平成10年から総務省の様式でつくっておりますが、今総務省様式でつくっているバランスシートの持つ意味が、実際にこのバランスシートのみをして、本来の小樽市の財政の姿を表しているかということに非常に疑問を持っています。作成には、いろいろな手間暇がかかります。一番かかるのが、資産としての有形固定資産を評価して、それを減価償却するというものがありますが、ここ自体の意味がまだじゅうぶん検証されていない。ただ、今、委員がおっしゃるように、例えば今の出資の件だとか、先ほどあった貸付金だとか基金の状況、こういうバランスシート上は投資というのですが、投資の部分であるとか、流動資産としての未収金ですとか、減債基金や財政調整基金の状況、こういうものがバランスシート上では一覧で見えるわけです。又は、貸方の方でいえば、地方債の状況ですとか、例えば私どもは今他会計から借入れをしておりますという情報、そういう財政の状況を表して実態としてもわかりやすい情報というもの、この中にありますので、それらをバランスシートの姿がいいのか、それとも私ども財政再建シリーズということで広報に掲載しておりますが、それらを通じて市民の皆様はどうしたらわかりやすく表現できるのか、それを研究していきたいと思っております。

佐々木 (茂) 委員

石狩湾新港の大型商業施設計画について

次に、石狩湾新港の大型商業施設計画のことなのですが、さきに新聞報道ということで、道は小樽市側と調整を始めたが、今のところ折り合いがないということで、新聞報道で物すごく大きく載ってしまっていて、役所の確執ということでもございました。それで、私が質問させていただいたのですが、市長から道が適用を検討していることは聞いておりませぬということのお答えをいただきました。私はなぜ今日このことを申し上げますかということ、新聞の報道は非常に重大なものがあると考えております。したがって、何ら道からの対応がないのにこういう記事が出るということは、小樽市としてもどういう対応を考えるのか、その辺をお伺いします。

(総務) 企画政策室長

道との関係でございませぬので、私どもから答弁させていただきますけれども、新聞報道の内容を我々も見まして、これは土曜日の記事でございましたので、明けて月曜日に道の経済部の方に確認をさせていただいております。その中では、市長の方から答弁がありましたとおり、道の方ではこのような都市再生特別措置法の適用について、現在検討に入っていないという答えをいただいております。市の方としては、こういう報道を受けて、やはり市民の方々にいろいろな誤解を招くようなことがあってはならないというふうにも思っております。その部分については、道の方との共通認識があったものですから、特にその後、北海道新聞にどうのこうのということではございませぬけれども、一定程度同じ共通認識は持たたということで、ほっとしているというところでもございます。

佐々木(茂)委員

先日、教育委員会に何点かお尋ねをいたしました、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

学校の児童相談の手引について

平成16年2月より、学校評価の手引を発行されて、現在実行されていると思われませんが、評価の観点、評価者、評価項目、評価の時期、それから説明や結果の交渉、これらについて少し詳しくお聞かせをいただきたいと思いません。

(教育)指導室長

今年2月に学校の児童相談の手引というのを作成させていただいたところでございまして、この作成の意図でございすけれども、やはり何と申しまして、学校がそれぞれ自校のよいところとか課題が見えまして、それを改善して、よりよい学校とかよりよい教育を目指していただきたいというところでございます。

今ご質問にございましたとおり、例えば教科書についてでございますが、従前ですと、教職員というところでございますが、今後のことを考えてまいりますと、例えば保護者とか、それから今年度学校評議員制度が始まってございますので、学校評議員を入れることなど、教科書についてこのような視点があることや、教科項目につきましても、従前ややもしますと、どうしても網羅的にいろいろな項目を挙げていたのですが、例えば今年度本校ではこういうことを重点にしたいということで絞り込むことの観点、そういうことを挙げたりとか、評価につきましても年度の末が多くされているところなのですが、やはり学期ごとに行ったりとか、また途中の行事の中でも見直すことができるだろうということでの例を示したり、また説明や結果の公表につきましても、その方法についてや時期についても、例えば年度の初め、PTAの総会の中とか、そういうことについての手順や例などを示して、学校での取組が充実するよう作成について心がけたところでございます。

佐々木(茂)委員

家庭教育手帳について

次に、虐待防止法のことに関してでございます。

先日、家庭教育手帳の配布ということのお話でございましたけれども、就学前の子どもを持つ親向け、それから家庭教育ノート、小中学生向けというふうにあります、それで2冊を3冊にしたということがございましたが、もう一つ何か思春期の子どもに関するマニュアルというものがあったのではないかと思うのですが、この点いかがですか。

(教育)生涯学習課長

文部科学省が作成配布してございます家庭教育手帳の今年度の完成された本のポイントということでございまして、委員からお話ございましたように、子どもの発達段階によりまして、従来の2冊から3冊、3分冊になったということで、内容の方も充実してございまして、今、妊娠期からの部分、それから小学校の低学年の部分以外に3冊目といたしまして、小学校の5、6年の高学年及び中学生の親を対象としたものがございまして、これにつきまして思春期の部分が追加された、これが大きなポイントでございます。

佐々木(茂)委員

次に、この改善のポイントが3点ぐらいあったのではないかと思います、これについてもあわせて説明願います。

(教育)生涯学習課長

改善のポイントでございすけれども、先ほどございました2分冊が3分冊になりまして、子どもの発達段階により、よりきめ細かい対応をすることができるようになります、そういったものになってございます。それからもう一つは、全体的に子どもの安全あるいは健康に関する項目の中に、児童虐待といったものがございまして、そのほかにも危険とか事故防止、対処方法といったものが加わったということでございます。それからもう一つは、具体

的な部分でございますが、妊娠期から就学前の親向けの乳児編につきましては、出産直後の親、こういった方々に役立つ情報が盛り込まれたと。また、小学校低学年につきましては、学校の週5日制、この対応が追加されたといったあたりがポイントでございます。

佐々木(茂)委員

学校安全について

次に、学校安全方のことで二、三お尋ねいたします。

児童・生徒の活動中、昼間でございますけれども、学校の警備員、監視員等の配置状況はどうなっていますでしょうか。

(教育)総務管理課長

学校には警備員等は配置してございません。ふだんは、日中子どもたちがいるときは、玄関にかぎをかけてございまして、来客などが来た場合は、モニター付インターホンが全校42校に設置済みでございますので、これによって職員室なり、事務室と連絡をとってかぎをあけてもらうと、こういうことになっております。なお、職員室や事務室が2階にある学校は約5校なのですけれども、ここについては電子ロック、オートドアロックを設置したところでございます。

佐々木(茂)委員

今の話で監視カメラとか学校の防犯設備は、ほとんど設置していないということなのでしょうか。

(教育)総務管理課長

日中についてはそういうことですが、夜間については当然のことながら、機械警備なり、巡回警備を全校で行っております。

山田委員

一般質問の中から2点ほど質問をさせていただきます。

図書館の利用増について

まず、社会教育施設に関連してお伺いいたします。市立図書館の民間でいえば営業収益、入館者数と貸出し冊数がそれに当たると思います。この4月から8月にかけてのご答弁の中では、2,000人に増えて9万4,689人と利用者が増え、また貸出し冊数も1万冊増え、12万3,727冊というご答弁をいただきました。また、このご答弁の中には、この増えた要因として電算化とカウンター業務の効率化というようなご答弁がありましたが、このほかに何か有効利用の要因があったとは考えられないでしょうか、この点についてまずお聞きしたいと思います。

(教育)図書館長

教育長からも答弁させていただきましたとおり、確かに貸出し冊数も増えてございますし、それから利用者数も増えてございます。その要因の一つといたしまして、確かに電算化が大きなことも挙げられますけれども、実際に利用状況を見てまいりますと、13年度が19万3,000人いらっしゃいました。それから、14年度からは20万人ということで、それ以降20万人台を維持してございます。その大きな理由の一つといたしましては、今年度から始まった電算化もございしますが、そのほかに火曜、木曜の時間延長、それも一つでございます。さらには、子どもたちの本離れといいますが、それを大幅に興味を持たせるということもございまして、いろいろな事業をやってございますので、そういった効果が現れてきたのかというふうには思っております。

山田委員

唯一、社会教育施設でそういう入館者増の見られる市立図書館であるということは、私も認識しております。また、図書館の入館者増の一環として、市民からの無償譲渡やリサイクルフェア、これらに関して何かお考えはありませんか答弁願いたいと思います。

(教育)図書館長

まずリサイクルフェアのお尋ねでございますけれども、リサイクルブックフェアにつきましては、この4年ほど続けてございまして、例えば昨年度の実績を見ますと、昨年4月と10月の2回開いてございます。両方とも参加者数を見てみますと、およそ350から380人の利用者がいらっしゃいます。この内容といたしましては、市民からご寄贈いただいた図書を無料で皆様にお配りするという、そういったフェアでございまして、当日は9時半の開館にかかわらず、約100の方が行列する、市民の方にすごく人気がある、そういったリサイクルブックフェアでございます。今年も6月に開きまして、やはり同じように100人ほどの行列をつくりまして、実際には463名の方が3,397冊、約3,400冊の本を借りているということでございます。

それから、ご寄贈の件につきましては、市民の皆様方から自分の本が、例えばたくさん本を持っているのですけれども、こういった不要になった本がございまして、図書館の蔵書として持たないかという、そういったご連絡をいただきまして、私どもはそういった電話を1本いただきますと、ご自宅にお伺いいたしまして、その本を利用させていただくと、そういった体制をとってございます。

山田委員

本当にまだまだ続けていただきたいと思います。本来の質問に戻ります。

不明本の対策について

一般質問の中で、2万8,000冊の蔵書が行方不明になっているということが挙げられました。この対策について、何かお考えはございませんか。

(教育)図書館長

確かに一般質問の中に不明本のお話が出てまいりました。そこで、私どもとしていろいろな対策も考えられないかということでございます。確かにこれまでにしましては、本がみなさんの貴重な財産であるということで、とにかく大事にさせていただきたいということ、何とか図書館だよりとか、若しくは子ども図書館だより等に掲載し、啓発したことがございます。ただ、市民が気楽に本を借りられるといったような雰囲気壊すようなことはしたくないと考えておりますので、それにつきましては、まず市民のモラルに頼ることが一番大事だろうというふうを考えてございます。そこで、当初につきましては、市民の貴重な財産でございまして、これからも大切に取り扱いさせていただきたいという旨を、市民の皆様方に周知してまいりたいというふうには考えてございます。

山田委員

市民に利用できるような形で、ぜひこういう本の行方不明がなくなるような施策を考えていただきたいと思ます。

そこで一つほかの、これは大津市の例であります、今年度を一応めどに盗難予防として、網状の手提げを使って図書館の図書を貸し出しするという、こういうような例もございまして、ぜひそこら辺、今後とも考えていただきたいと思ます。

次に、関連してお伺いいたします。

子ども読書の日について

平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、子ども読書の日というのが設けられております。これに関連して施行後の当市の状況あるいはまた施策についてお聞かせ願いたいと思ます。

(教育)図書館長

ただいまご質問がございました子ども読書の日につきましては、これは平成14年4月23日が子ども読書の日として改められまして、子どもの読書週間が新たに設けられてございます。それまでは、5月5日のこどもの日の前後1週間というのが子ども読書週間でございますけれども、平成14年度からは子ども読書週間は4月23日から5月12日までということで、若干の延長がなされてございます。そこで、本市の図書館といたしましても、子ども読書

週間の行事といたしましては、例えば昨年でございますと、5月11日に人形劇サークルの「ぐうちよきばあ」の公演をいただきまして、人形の会を行ってございます。これにつきましては、92人というかなりの人数が集まってございまして、平成15年度にはこういった行事を行ってございます。また、16年度に入りましてからは、お話の部屋ということで、絵本、紙芝居、アニメ映画の実施、それからエプロンシアターといいまして、小樽市内でエプロンシアターをやったださるボランティアの方がございますので、その方をお願いいたしましては、人形とエプロンを合わせた子どもにたいへん人気のある、そういったことをやってございます。

山田委員

ますます子どもに対する活動を活発にしていきたいと思います。

植樹帯について

次に、台風の被害もありました歩道の植樹ますに関連して、お伺いしていきたいと思います。

現在、植樹ますに木が植樹されていない箇所をわかる範囲でお示しいたきたいと思います。

(建設)維持課長

街路樹の中で植樹ますを設けていますけれども、その中で今、空きます、言うなれば、植樹ますの中に木が植えられていない場所の数につきましては、正確には把握しておりませんが、赤岩地区の都市計画道路の祝津山手線とか、幸地区の都市計画道路の幸線、そのような道路では数十か所があると思います。

山田委員

それでは、この植樹ますの整備に関して、どのような整備がされていますか。

(建設)維持課長

現在は植樹ますについては、一部のますではございますけれども、市の方で草刈りをやったりしております。そのほかに地域の方も、町内会とか市民の方のボランティア活動の中でそういう草刈りとか、花を植えたりしてもらっております。

山田委員

市道に高木、低木がございしますが、その総数でいくと4万数百か所ございます。この植樹ますの今後の街路樹としての在り方についてお伺いしますが、特に都市計画道路、これに関しての場所とか本数、又は樹木の選定、これについて何かあればお聞かせ願いたいと思います。

(建設)建設課長

街路樹は安らぎと潤いを与え、また四季の季節感を創出すると、そういうような重要な意味を持ちます。それで、都市計画道路をつくる時は、植樹帯、帯なのですけれども、これを原則として今設置しております。それで帯ができない場合、自分の家の前には要らないだとか、車の出入りがあると、そういうときは植樹ますというもので一つ一つのますなのですけれども、そういうもので対応しております。それで、樹木の選定なのですけれども、北海道は寒いということもありまして、寒冷地に強い北海道に合うような樹種を選定して植えております。

山田委員

特に、今ご指摘のあったように、北海道に合う木ということで、それでは生態系に配慮した街路樹とはということで、よく今話にも上っております、混栽、高木、低木、この取組、若しくは沿線住民への説明会、アンケート、こういったものに関して、何かあればお聞かせ願いたいと思います。

(建設)建設課長

植樹帯のいろいろな植え方なのですけれども、高木、この高木間の間はだいたい6メートルから8メートルという定義になっております。その間に、細い中木だとか低木、高木、低木、高木、低木といくのか、高木、低木、低木、高木といくのか、その配列はその事業のお金、それから維持管理を考えまして、設計者が協議をしてどういう形で配列をするかということで現在やっております。今まで地域住民の方には中に入りまして、どのような樹

種にしたらいいかというような説明会は、あまり積極的にはやっておりませんでしたけれども、今後いろいろ道路をつくる上で、皆様方の好きな木、それから花、そういうものがあると思いますので、今後はそういう形で道路をつくる、また、ますをつくるときは、その中に入れるものを考えていきたいと、このように考えております。

山田委員

本当にそういう形で住民に潤いができたらと、私も思います。この項目の一番最後の質問になりますが、私が調べた小樽西部地区で植樹ますがないところが221か所あります。また、台風の被害で木が倒れ、半分のところから折られたものとか、根のところまで折れたもの、これに関して30数か所ございます。一日も早くこういうような処理をされて、潤いのある一般の市民に提供していただければと思います。

前田委員

台風18号の被害について

それでは、台風18号に関連してお伺いいたします。

このたびの台風18号、風台風ということで大変な風の強さだと思います。私も50数年生きておりますけれども、経験したことのない、そういう風でございました。そういった風の状況を物語るように、小樽市が取りまとめた被害状況、これも上位から見ましても、屋根のトタンはく離386件、屋根関係の一部はく離125件、屋根の飛散122件と屋根の関係が突出しているわけでございます。そんな中で、お聞きしたいことは、今回の台風の被害に遭われた方、これらの方々の相談、特に先ほどの宿泊関係もありましたけれども、こういった屋根関係の相談、これは恐らく消防、総務部、建設部、市民部、各々それぞれあったのだらうと思いますので、相談内容を含めて、件数をお聞かせください。

(総務)高野主幹

台風がありましたときに報道依頼をかけたたりしまして、公示をさせていただいたのですが、それ以降ということでおおむね13日から15日の前のところの集計は取りきれていませんので、13日から15日で説明させていただきますけれども、それぞれの内容は各課に聞いていただきたいと思います。市民税課には市民税の減免などの問い合わせ、あるいは窓口相談が17件、資産税課には資産税などの減免に関する問い合わせが18件、それから福祉関係一般ということでの問い合わせ、地域福祉課に2件、それから防災担当の電話等での、あるいは来庁していただいた方もありますけれども、おおむね20件、それから社会福祉貸付金に関する、先ほど報告がありました19件、国保、年金の減免関係、保険年金課に9件、り災見舞金関係につきましては、総合サービスセンター、戸籍住民課の両方が窓口になっているのでは62件、公営住宅につきましても、入居の申込み等お話があったのは36件と聞いております。また、り災証明につきましては、13日から15日は158件、ただ9日からそういう問い合わせ、り災証明の発行依頼が来ておりますので、それにつきましては198件ということで、一たん押さえさせていただいております。

前田委員

それで、こういったことで屋根の関係の被害が多かったように思いますけれども、屋根がはがれて飛んだ。これ、1次被害者ですね。これが今度2次被害者に当たったというようなことのトラブル、これらに関しての相談というのはなかったのかあったのか。

(総務)高野主幹

私どもにもありました。私どもで先ほどご質問いただいた件もありますが、その相談に対して私どもが答えさせていただきましてのは、台風に関しまして台風自体が起こしたことについて、ふだんの管理状況が通常、台風が来ても不可避な状況での被害については問わない。それについて、民民の問題であります。ただそれで、その次に当事者同士でお話し合いをされて見舞いをするとかしないとかというのは本人の考え方で、加害者と思われる方の立場の方の判断です。ただ、被害者の方としまして、賠償を問うだとかという形のシステムにはなっておりませんので、

当事者の方同士でのお話しの中で協議願いますということで話しをさせていただいています。

前田委員

この後に聞こうと思ったこともあったのですが、その辺のことを詳しく聞きたいと思っていました。それで、3番目に聞こうとしたのは、このようなトラブルが仮にあった場合、1次被害者は精神的、物質的にどのような立場あるいは考え方を持たなければならないのか、又は持てばいいのかというようなことを質問しようと思っていたのですが、再度ここ整理してもらいたい。

(総務)田中主幹

今の基本的な考えでございますけれども、今例えば市の施設等も含めてその辺の対応は検討しておりますけれども、一般的に先ほど高野主幹の方から申し上げましたけれども、通常の管理、それが行われている場合においては、今回のような今までに経験のない風というものに対しては、一般的には不可抗力的なということで、責任は生じないというのが、今、道やその他の市町村も同様の課題を抱えておりまして、一部照会している部分もございますけれども、基本的にはそういう考え。ただし、個々のケースがさまざまでございますので、今まで例えば危険性を指摘されているとか、そういうような個々の状況によっては、賠償責任が生ずる場合もあるのではないかとというのが、一般的な考えというふうに思われます。

前田委員

ケースとしてはいろいろなケースが考えられると思いますけれども、そうしたら今の答弁は、法律ではという、最後に聞こうと思っていたのですが、もう一回、最後に、法律ではそれはどうなっているのか。

(総務)田中主幹

一般的に、例えば民法上で竹木等については民法で個別な規定で第717条がございますし、その他不法行為にしましても、一般的には、故意又は過失により損害を与えた場合が前提になります。公の施設の場合につきましても、国家賠償法の関係で公の営造物の設置又は管理にかしがある場合、責任を負うというのが一般的に言われておりますので、その考えが通常ですけれども、ケース・バイ・ケースによって一律今回、そんなのは責任がないというふうにはならない場合も生じるというふうに考えています。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時48分

再開 午後 3 時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

斉藤(陽)委員

台風18号被害関連について

まず、台風18号被害関連で何点かお伺いさせていただきたいと思います。前の質疑でも取り上げられていますので、なるべく重複を避けながら簡潔に伺っていきたくと思います。

昨日の9時現在の被害状況調べというのが、資料として配布されておりますが、これを見ますと、屋根のトタンはく離が386件、家屋一部破損等というのが125件ということで、9月10日11時現在ということで発表されていたものと比較しますと、屋根のトタンはく離が77件増えています。それから、家屋関係の一部破損というのが前が86件

でしたので、39件、約40件近く増えたということですが、これだけ大きな被害が出たということですが、これからもまだまだ広がるというか、増える可能性はあると思います。

それで、非常に大きな被害があったわけですが、酷な言い方になるかもしれないのですが、9月の6日、7日あたりから非常に九州だとか四国だとか、そういった部分で風が強いと、そういう西日本でたいへん大きな被害が出ているということが報道もされていきました。そのような状況を考えると、こういう今表れているような風の被害というものを予測できなかったのか、あるいはむしろ予測するべきでなかったのかという部分で、これ結果論で非常に酷な言い方になりますけれども、市民の生命、財産を守るという非常に重大な責任からいって、そのぐらいのことは考えなければならないのではないかとこの部分でどのようにお考えですか。

総務部長

この台風18号につきましては、委員がおっしゃったように、四国方面、九州と相当被害も出ていたということで、我々も小樽、北海道に接近するという情報は早く当然つかまえて、この勢力がこのまま続くと大変ではないかということで、中央からもその対応をせよというふうには実際に命じられていました。実際、こういう言い方をすると言いわけになるのかもしれませんが、最近の台風というのは、北海道に来ると急に勢力がなくなるということもありまして、この前の台風16号についても雨台風と危機感を相当感じていまして、我々も態勢を整えるということではしていましたけれども、何事もなくといったら、ほかの地域の人にはたいへん申しわけないのですが、小樽地域ではさほどでもなかったと。それで、今回も勢力はそのまま保っていましたけれども、一時台風が急に勢力がなくなったといいますが、小樽近辺に来るとき、もう風もなく穏やかになってきたということがありまして、このまま後台風ということも心配したのですが、このまま推移するのかとちょっと思っていたこともありまして、でも結果的に後志の沖、小樽沖から急に再度勢力が大きくなったということもありまして、そういうこともすべて予測してということは、もちろんあるのだと思うのですが、なかなかそこら辺の予測ができなかったと。見通しが甘いと言われれば、それは甘受しなければなりませんけれども、いずれにしても、最低限といったら語弊があるかもしれませんが、ここまでになるという予測をはっきりいってしていませんでした。しかしながら、台風が来るときには、市長からも常に台風が接近するぞと、じゅうぶんにしておくと、そういう指示がございますので、それなりの対応をしたつもりでしたのですが、残念ながらこういう結果になったということは、先ほどから申し上げていますように、これをいい経験として検証しなければならないというふうに思っています。

斉藤(陽)委員

結果的にふじゅうぶんだったということは、言わざるをえないのではないかとこの気がします。

ある程度時系列といいますが、時間で伺っていきたいのですが、私ちょうど8日朝といいますが、10時ぐらいに小樽駅前あたりで車に乗っていました。風が急に非常に強くなりまして、畳1枚ぐらいあるような大きな一般の看板がびゅっと車の方に飛んできて、非常に恐ろしい思いをしました。そのまま駅前を下から港の方から上がっていきまして、左折をして国道5号を市役所の方に向かっていったのですが、そうしたら、国道5号をまたいでいる電線が切れて垂れ下がって、警察官が交通規制をしながら誘導していました。非常に大きなトラックとかは、もう屋根に電線が触れるという状態で、非常に危険なような状態になっていました。そういうその時点でもう風も強いし、車が何か信号でとまると押されて、とまっているのですが、動くみたいな、そういう状況がありまして、市役所にそのまま戻ってきたのですが、ちょっと市役所に着きまして、非常に安心したというか、建物がコンクリートですから、わりと中にいると、さほど外の危なさというか、危険さというか、そういうのが実感されないのですが、本当に今まで命からがらという感じでやっと市役所にたどり着いた者からすると、中にいる人が何かずいぶんのんびりしているみたいな違和感がすごくあったのが実感です。それで、その時系列なのですが、10時15分ぐらいに桜方面のアパートの屋根が吹っ飛んだと。屋根のトタンが飛んだという

のではなくて、屋根の小屋組といいますか、骨組み自体もろとも飛んでしまって、中に住んでいる人にとしてみると、急に天井がなくなると、10時15分ぐらいと言っていましたけれども、そういう状況があったということです。こういう状況の中で、先ほどの国道5号で警察官が交通規制していると。それから10時15分ぐらいになったら家の屋根が飛んだところもあるという刻々の情報は、市役所にはもたらされていたのかどうかという部分はどうか。

(総務)高野主幹

災害の状況につきましては、朝の6時ぐらいから電線系統で朝里の方面で切れ始めたとか、いろいろな情報が入ってきておりました。朝の9時過ぎに私どもの方、それから消防の方にも相当数入っているということで、被害状況については押さえています。それが引き続き続いたという状況の中で、被害状況としては電線が飛ぶという部分よりも、一般の民家の方がこういうふうに分のところの屋根が飛ぶだとか、前の木が倒れたとか、そういう状況の方が多くありました。ただ、電線関係ですと、場合によって北電の方に多くいったケースもあるかもしれません。

斉藤(陽)委員

時間的なものが不明確だったのですが、聞きたいのは、9月8日11時に災害対策本部を設置したということなのですけれども、これが11時というのは少し遅いのではないかとということで聞いたのですが、その辺の情報の入りぐあい、どのぐらいの時点でどういう情報が入っていたから、11時に対策本部ができたのだという部分はどうかでしょうか。

総務部長

今回の台風では、先般から説明していますように、前日にまず災害対策連絡室というのは設けています。これは基本的に、この連絡室の中でもいろいろな災害に対応するということができるようになっていまして、翌日に先ほど言いましたように、おさまったような感じがちょっとあったので、確かに斉藤陽一良委員がおっしゃっているように10時前後ぐらいから相当風が強くて、9時ぐらいのときはまだそうでもなかったんで、いや、このままおさまればいいですねという話はしていたんです。10時ぐらいに風がひどくなって、実際に消防なり、建設部維持課なりが早いときから既にパトロールしていますので、そういうところからの情報も相当風が強くなってきて、被害があちこちで出てきているということの情報を踏まえて、確かに11時というのは早かったか遅かったかという考え方はあるかと思いますが、まずそれ以上広げるために人の配置をしななければならないわけですから、通常の仕事をやめてもらってということもあるものですから、とりあえずまず11時に立ち上げましたけれども、実際の行動としてはその以前からも続けてやっていると。立ち上げたという宣言したと言ったらおかしいですけれども、それが11時だということで、ひとつご理解していただきたいと思います。

斉藤(陽)委員

これは30分、1時間、極端なことを言えば命にかかわることですから、実際にこれから今伺いますけれども、10時15分ぐらいに桜で、こちらの方で屋根が飛ばされたという方は、そのままもうどうしようという状態で強風の中を、近くの小学校の方に、通常小学校が避難場所というような認識があったものですから、同じようにして被害を受けた、トタン屋根が飛んだ、屋根がはがれたという方と連れだって、近くの小学校に向かったと、避難しようとして行ったと。ところが、学校の方ではそういう避難場所でも何でもないので、断られたと、中に入れてもらえなかったということがあります。そして、物が常に飛んでくる非常に危ない中を、またとぼとぼ歩いて町内会館といいますか、そちらの方まで移動しなければならなかったという、そういうことがあって、万が一、そういう途中で飛来物や何かに当たるとか、そういったことだって考えられるわけですから、初動の30分、1時間の遅れというものが、これは非常にそういった被害につながるというようなことだってあるわけですから、30分だ、1時間と言わず、できる限り早くそういう態勢を機敏にとる必要があるのではないかとこの点について、もう一度お願いします。

総務部長

確かに対策本部というのは、先ほど斉藤陽一良委員もおっしゃったように、予測して早め早めの態勢をとるということはもちろんだと思うのです。今回はなかなかそういう状況にはならなかったと思います。これも一つの反省材料だと思っています。

ただ、これは言いわけになると言われればそれまでですけれども、学校へ行ったときに追い返されたという部分があったというふうにお話ししていますけれども、常日ごろ学校関係、それから町内会関係、基本的には要するにそういう災害等々にあったときには避難場所ですよということは、我々は周知しているつもりでありましたので、中にはそういうのを知らなかったという人はいるかもしれませんが、基本的にはそういう周知しているわけですから、行った方には、そのままとあえず、まず避難場所として提供していただけるというふうには、我々は思っていたものですから、そういうことももしあったとすれば、何回も言いますけれども、それらも含めて再度徹底といえますか、情報の共有というか、そういうものをしなければならないということは、現在反省しているところでございます。

斉藤(陽)委員

確認ですけれども、被災された方が小学校を避難場所だと思って行ったこと自体は、これは間違いではないわけですね。

総務部長

学校は避難場所になっていますので、それは間違いではありません。

斉藤(陽)委員

それで、11時に対策本部が設置をされたということで、この対策本部として最初にされた仕事という、どういうことをされましたか。

(総務)高野主幹

部長から先ほど話がありましたように、対策本部を立てる部分では、それ以前から対策関係の災害対策連絡室はずっと業務が引き続いている状況なのです。それで、例えば消防でいきますと、被害が続いていて10時過ぎに出動態勢をかけて職員を動員するだとか、ずっと来ていまして、その11時時点では、もう現場に皆さん置いている状況の中で、災害対策室に、そちらの方からもいろいろな情報が入っていると、それから避難所も必要ですよだとか、そういう部分も入っている中で、対策室もその被害状況を受けながら立ち上げているという状況なものですから、対策本部ができて部内の周知というのはありますけれども、その日は8日で平日なものですから、当然普通にというわけにはなくて、災害に合わせた行動をしながらみんなが動いているという状況の中で立ち上げたという部分で整理されています。

総務部長

通常、災害対策本部をまず設置すると、対策本部員、市の部長方でだいたい構成していますけれども、それを招集します。招集して本部長なりから指示を出しました。当然、情報を収集して指示を出す。こういう形になるのです。今回の場合は、先ほどご指摘があったように、風が急に来たということですからすぐに本部員を招集して指示を出すという、そういう時間をまずしないで、もう、即、その実際に動かなければならない消防なり、それから建設部維持課なり、それから建設部維持課だけでは当然パトロールを回りきれませんので、財政部の方で待機というか、もう既にその対応をしてもらっている態勢をとっていたので、財政部の方の車を借りて、建設部維持課と一緒にパトロールに回ったと。こういうことを前段でさせていただきました。その後、まず関係部長ではなくて、議会中でありましたけれども、関係課長を集めまして、さらに情報の収集と、それから指示を出したということでございます。

斉藤(陽)委員

その経過の中で、先ほどの避難場所の町内会館、各町内会長にお願いをして町内会館を避難場所に指定といいますが、しますということは、いつの時点で決められて指示を出されて、周知といえますか、広報されたのですか。

(総務)高野主幹

私どもは、11時台に避難の必要があるということで、消防の現場で対応されている方から連絡がありまして、それで通常は小学校を避難所としますと。そのほかに、ただし今回の災害につきましては、広域的なもので人数がすごく大きくなるわけではないという形、部分的な災害だろうということで、それにつきましては、やはり身近な町内会館がいいだろうということで、それで避難所を指名する立場にあります市民部の方に要請しまして、11時台に要請しまして、各町会に周知を図ってもらって、避難の方が必要になったら、あけてもらえるということで周知を図りました。

斉藤(陽)委員

ということは、11時台になってから町内会館ということで動きが始まったと。それが実際に市民に伝わったのは、いつごろの時点ですか。避難していいですよという、避難場所は町内会館ですよというのが市民がいざ避難するときに、それがわかる状況にあったのか。

(総務)高野主幹

基本的には、小学校が避難所ということでは通常周知しているつもりでありました。それに対して、小学校に避難されたにせよ、あるいは町会に行こうという形もありますが、そういう施設の中をあわせまして、小学校については通常的に避難所にしているところ。それから、問い合わせ等があった場合に、黙っていれば小学校に行くという前提です。問い合わせがあったり、市民部の方の対応要請があった場合には、町内会館に受け口をつけておいて、そこに行っていたという考え方です。

斉藤(陽)委員

ということは、各小学校の校長先生等には、基本的に避難場所ですから、避難者が来たら受け入れるようお願いいたしますということは、改めては通知したのですか、しなかったのですか。

(総務)高野主幹

午前中に避難所で戻された方がいたという情報がありましたので、時間ははっきりしませんが、それで改めて教育委員会経由で1時台に、小学校は一時避難所になるので、開設よろしく、避難の方がいらっしゃったらよろしくと。ただ、その前にもいろいろな場所で何か所かで小学校、中学校に避難された方はおられます。それは受け入れられています。ただ、今、委員が言われた部分については、承知していなかったのですが、ほかの部分で受け入れた学校もあります。

教育部長

先ほど来、桜小学校の件でお話がありました。近隣の方々、避難された方々、学校側から追い出されたと、受け入れられなかったという問題でございます。これ、私ども随時学校に非常に連絡体制を密にしておりましたけれども、朝から電話回線が切れておりまして、後でわかった問題でございます。でもその方々にはたいへんご迷惑をかけたと思っております。それで、今、防災の方からも話がありましたように、日常的にも危機管理意識を非常に持たせておりますし、教育委員会から万が一に備えてということは、もう口酸っぱいぐらい言っております。ただ、残念なことに今度の桜小学校、こういう状態になっていたと。一方では、桜町中学校側の方では、きちんと受け入れてもらっている、このような状況でございました。さらに、今後ともこればかりはいつ起きるかわかりません。さらに、校長会も通じまして周知を図ってまいりたいと、こう思っていますので、このたびについては、おわび申し上げます。

斉藤(陽)委員

避難場所については、本当に危機意識を持っていただきたいというふうに思います。

小樽市地域防災計画について

さらに、次に、食糧あるいは寝具等の関係なのですけれども、そういうふうにして家を失って避難をされた場合

に、この小樽市地域防災計画、これの第5章災害応急対策計画という中で、第5節のところでは食糧供給計画というのがあります。応急配給の対象者というものは、避難所に避難した方あるいは住家が全焼、全壊又は半壊、半焼、そういう状態になった場合には対象者ということで、対象者が載ってまして、その実施責任者は、経済部の商工班だと。教育の施設班と共同して、いわゆる炊き出しというのですか、そういうようなことに当たるのだということが、この防災計画には盛り込まれているわけですが、実際にこれを聞くところによりますと、避難された方がお昼を食べたのだから食べないのだからかわらないと。けれども、夕方になっておなかが減って食事、おなかが減ったということになったら、コンビニへ行って何か弁当を買ってあげればよいのでしょうかというような感じで、おにぎり1個出ないのだということを、同じ方ではないです、何人もの避難された方がそのようにおっしゃっていました。

さらに、医療と申しますか、防災計画では第6節に医療・生活必需品等物資供給計画というのがあるのですが、これの対象者もほぼ同じです。これの担当は財政部管財班、これが調達に当たると。供給については、福祉部救護班が当たるといふうになっているのですけれども、これはある避難所の町内会館ですとか、そういったところでは、大人1人座布団3枚と、それで終わり。毛布もタオルケットも何もなし。それで一晩過ごさせられたという、あまりにもショッキングなそういう実情を耳にしました。この地域防災計画がこのようにきちんとうたっているにもかかわらず、現場でそういう対応がされたのかということについては、これは本当に避難された方は、非常に憤っているというか、怒っていました。ですから、その人数は何百人もいたわけではないかわかりません。数名だったかわかりません。しかし、避難されたその方は、大変な状況の中で家もないということで避難されているわけですから、そこにはきちんと手を差し伸べるべきでなかったかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

総務部長

確かに、その災害に遭った方々は大変な状況だったと思います。ただ、今おっしゃったように、炊き出しだとか、そういう状況というのは、もう本当に救助をするだとか、今回はそういう大災害ではないとは言いませんけれども、それぞれの度合いがありますので、すべて、では避難したときには、そういう炊き出しのご飯を与えたりとか、それからすべての衣類うんぬん、物を与えるかということになると、その状況状況に応じて対応が若干変わるといふのをまずひとつご理解していただきたいと思います。決して無視しているということではございませんので。

それから、今回の場合は、確かに屋根が飛んで住めなくなるということもあったと思います。それで風が強いのでそこから例えば自分たちの夜具を持っていくのが大変だと、そういうこともあったのだらうと思うのです。しかしながら、町内会等々でやるときには、最低限の毛布なりというのを貸し出すということで、そういう状況の中でたいへん申しわけない言い方になるかもしれませんが、やはり最低限の支援と申しますか、その中でご理解をいただきたいと思っています。冒頭言いましたように、そういう食糧を与えたりとか、そういう状況というのと、当事者はほとんど同じだと思うかもしれませんが、我々防災本部の中で処理する段階としては、ある程度そういう区別をつけて処理しなければなかったということも、ひとつご理解をいただきたいと思っています。

斉藤(陽)委員

ひとつ非常に問題だと思っておりますのは、そういう方が各町内会館に何名の方が避難をしていて、今どういう状況になっているのだというところを、いわゆる対策本部の方でどれだけき密に把握されていたのかなと。そういう数少ない方であったにしても、避難されている方がいたのであれば、食糧はどうするだとか、寝具はどうなるのだとかということを中心にきちんと考える必要があるのではないかと。かってにやればよいのだと、それはあまりにもそういうことにはならないだらうと思いますが、いかがですか。

市民部次長

市民部が住民班ということで、このたび避難を受けました、私は桜1丁目と2丁目の今屋根の飛んだ合計4棟で

すけれども、4棟のアパートに行ってきました。それから、会館も行ってきたのですけれども、確かに屋根が飛びましたので、いられないという状態で桜小学校とかに避難していました。それから、子どもの方で防災から連絡を受けまして、町内会長の方に町内会館の開放につきまして依頼をかけた。それが、防災対策本部の中で消防の方に当然情報が行きましたので、町内会館に避難された方は、消防の方から言われまして町内会館に避難したという状況にあります。このたび、確かに食糧はどうなるのだ、また、寝具はどうなるのだという話がありました。防災の方から、基本的にはご自分で用意していただければ。ただ、毛布につきましては、必要であれば手配をしますということで、実際に持っていったところもございます。会館に避難された方は、確かに屋根は飛びましたけれども、寝具につきましては、2階の方は雨でぬれたのですけれども、すぐ1階の空き部屋に寝具等を運んでいまして、家と会館が近かったということもありまして、寝具につきましては自分のところから持ってくる。それから、食糧等もいわゆる家が流されてお金もない、食糧もない、寝具もないという状態ではありませんでしたので、その食糧につきましても、通常の生活の延長の中で確保された。又は会館の中に炊事設備もありますので、そういう意味では会館に避難された方につきまして、食糧だとか、寝具につきましては、一応供給はされたというふうに、ご自分でというのがありますけれども、子どもの方から毛布を持っていった例もございます。

それから、全壊されたお宅もあるということなのですが、必ずしも会館に避難するのではなくて、ご自分の親類等、又はご近所に避難されておりますので、そういう意味では、寝具又はいわゆる住環境は確保できたというふうに考えてございます。

斉藤(陽)委員

桜の方はそういう状況だったかと思いますが、避難所は桜だけではなくて、違うところに避難された方の場合、座布団3枚というのがあって、私も非常にびっくりしました。本当にそんな毛布のないような状態で一晩置かれたのかということが、非常に残念だったわけですが、今回のこういう、ある意味で軽く済んだという言い方は、非常に被害に遭われている方には大変なのですけれども、亡くなられた方がいなかったというだけでも非常に救われたという思いがあるのですけれども、そういった意味でその教訓をぜひこの次に、もし万が一という、忘れたところにやってくるという、こういう災害ですので、ぜひ生かしていただきたい。今回の対応というのは、何点だったのだということを、きちんと厳しく自己評価、まあまあしようがなかったのだで済ませるのではなくて、本当にこういう点はだめだった、こういう点は至らなかったということを、きちんとそれこそ検証して、この次に生かすという、そういうことをやるべきだというふうに思うのですが、市長、いかがですか。

市長

災害の種類が風水害、地震、いろいろあると思います。私も長い間役所において、災害対策本部を設置したというのはそう数はありません。今までの経験からいいますと、風水害、主に水害対策、これは経験をしています。風対策は今まで一回もありません。ですから、今回の災害につきましては、先ほど話されましたように、10時少し前から突然強くなりました。私もずっと市長室から眺めていまして、木の揺れぐあいをずっと見ていまして、9時から11時の間が一番ひどかったと思います。その後、11時過ぎもまだ引き続き、いったん弱くなったかなと思いましたが、引き続き強くなったですね。そういう状況です。

それで、風被害といいますか、それに対する対応が、少し今まであまりにも水害対策の方に重点が置かれていたのではないかなと。風対策というものについて、あまり意識がなかったのではないかという気がしています。ですから、どういう災害がいつ来るかわかりませんので、例えば風水害、地震、それぞれの対応施策というものを考えていく必要があるだろうと思います。

それから、避難所の関係も、いわゆる災害対策基本法に基づいて、避難命令とか避難勧告を出した場合には、先ほど言われたように、各種の支援対策をとります、いわゆる食事から寝具から。今回の場合は、地域が相当ばらけていまして、どこに何人、どこに何人というふうに避難箇所もたしか五、六か所ぐらいだったですか、分かれてお

りましたので、その辺は市民部で対応するように指示しましたがけれども、そういうことで、非常に今回は突然強い風が来て、突然避難をしなければならない方も出てきたということで、これはやはりそれぞれの災害別にどうこれからシミュレーションしていくか、これが大事だと思いますので、今回の反省も含めて、もう一回防災計画なり、それから職員の意識の共有といいますか、そういうことをしていかなければならないという感じがしています。

斉藤(陽)委員

介護保険サービスについて

代表質問の関連で、介護保険サービスの実態についてお伺いしたいと思います。

まず、介護タクシー等、通院等乗降介助などにかかわるサービスの制度の沿革について、説明いただきたいと思っています。

(福祉)介護保険課長

通院等のための乗車又は降車介助の関係であります。この現行の制度につきましては、15年4月に新たに訪問介護の中に新設されたものでありまして、以前の部分につきましては、15年3月まではタクシー会社がその乗務員にヘルパー免許を取らせまして、それぞれの都道府県の訪問介護事業所の指定を受けまして、要支援、要介護者に対しましてサービス提供時間のほとんどを通院、外出における乗車又は降車の介助行為を行ったときに、身体介護の報酬を請求できると、このような形になったものです。ただ、先ほども言いましたように、15年4月にそれぞれ恐らく小さい都市ですと、タクシー会社がないとか、そういうふうなケースも考えられることから、利用実態、その辺を考えまして、先ほども言いました15年4月に訪問介護の新たな報酬区分としまして、これはケアプランに位置づけられることが前提条件となるわけですが、要介護1以上の方に対しまして、通院のための乗車、降車の介助、このようなものが制度化された、このような経過でございます。

斉藤(陽)委員

次に、この要介護4と5について、特に歩行あるいは移動の面で要介護4と5は、どういう状態をいうのかというのを教えていただきたいと思っています。

(福祉)介護保険課長

介護保険制度の中では、要介護状態というのは、要支援から要介護1から5まで、要介護1の方が軽くて要介護5が重いと、このような形で6段階に分けられております。この中では、要介護4というものにつきましては、報道の部分とかは特に具体的な部分が出ていないのですが、日常生活を行う力はかなり低下しておりまして、入浴や排せつ、衣服の着脱など、多くの行為で全面的な介護を必要とする状態であると。そして、要介護4の場合はかなり低下なのですが、要介護5の場合は日常生活を行う力は著しく低下しており、生活全般にわたって全面的な介護を必要とする状態、このような場合を要介護5という形になっています。

斉藤(陽)委員

相当重い身体状態というのですか、寝たきりに近いような状態ということも考えられるのですけれども、それでは要介護2と3についても、同じように説明をしていただきたいと思っています。

(福祉)介護保険課長

要介護2につきましては、入浴や排せつなどで一部又は全体の介助を必要とする状態の場合でありまして、立ち上がりや歩行など自力では行えない場合が多い、このようなケースがだいたい要介護2に該当するのかわかれます。要介護3につきましては、同じく入浴、排せつ、衣服の着脱などで、これは全体の介助を必要とする。先ほどは一部又は全体の介助が要介護2だったのですが、今度は全体の介助を必要とする状態で、立ち上がりや歩行など、これは自力ではできない、先ほどの場合はできない場合が多いというような形なのですが、もう完全にできない。このような場合が要介護3に該当する。このような形になってございます。

斉藤(陽)委員

要介護2の方は、何とか自力で立ち上がり歩くことができる場合もあるという程度だと思いますが、一つはケースを設定して話を進めたいと思うのですが、要介護2と3の方を、これがサービス利用者になるわけですが、この方を移動時間がだいたいそのお宅から医療機関まで数分程度の距離にあるという3名の方を、30分の間にそれぞれ医療機関に搬送するといいますか、医療機関とその利用者の方のお宅を3往復するというような状況を設定してお伺いをしたいのですけれども、まず代表質問の答弁をいただいたのですけれども、この要介護4と5の方に対する30分程度の身体介護のサービス、いわゆる乗降とつながった介助を通院に前後して30分程度のある、そういったサービスは、要介護4と5の方に特に認められたものだ。特例的に認められたサービスで、要介護1から3の方には基本的に認められないということだったので、特例的に要介護4、5に認められた身体介護であれば、要介護1から3の方にも何か条件があえば、それが認められる可能性というのはないかどうか、これを確認したいと思います。

(福祉)介護保険課長

通院等に際しまして、乗車又は降車の介助の前後に20分から30分程度の手間にかかる身体介護を行う場合、サービスの運用なのでございますが、先ほども言いましたように、15年4月に介護報酬の改定がございまして、そのときに先ほども申し上げましたように、居宅サービス計画上に位置づけられることを前提としまして、要介護1以上の方、利用者に対しまして、乗降等のための乗車、降車の介助として、新設されたサービスがつけられました。それに伴いまして、15年8月なのですが、厚生労働省の老健局の方からこの乗車介助の場合と、身体介護が中心の場合、この適用関係につきまして運用通知が出されております。それで、通常、訪問介護につきましては、例えば単独に一つのサービスではなくて、例えば体を自分で洗えるようになりたいとか、食事を自分でできるようになりたいとか、そういうような目標を定めまして、それがケアプランにのっとりまして、訪問介護事業所がサービスを提供するわけですが、この要介護4と5の場合だけにつきましては、例えば病院に行くためにそのサービスを使いたいのだと、身体介護を使いたいのだと、そのような場合でも特例的に認めております。ただ、この要介護4と5の場合の方につきましては、その1品だけで一つのサービスだけで認められるというような形で、例えば要介護1から3の方につきましては、そういうふうな形ではなくて、例えば今も言いましたように、ある程度その前段の通院等の乗降介助の前に、例えば通院等乗降介助を伴わない、食事のサービスをするだとか、お風呂に入れるサービスをするだとか、そのようなサービスと組み合わせて、ケアプランの上に位置づけまして、その生活援助、そのような形は可能になっておりますので、要介護1から3の方につきましては、本来の新しくできました通院等乗降介助、又はその通院等乗降介助の前に30分から1時間までの部分のそういうふうな直接外出に伴わない身体介護、このような場合に適用になると。そして実際の中では、このようなものをケアプランの上に位置づけて適用している形になっているのではないかと、このようなことを考えてございます。

斉藤(陽)委員

なかなか難しいのですけれども、要するに単品のそういうメニューとしては、認められないということですね。

(福祉)介護保険課長

要介護4、5につきましては、そのとおりでございます。

斉藤(陽)委員

本来は認められないのだけれども、それがいろいろな突合という答弁にもありましたけれども、そういった段階で見落とされるのか、あるいは万が一これは本当は認められないということが、見つかったとしても、間違いましたとか、そういうふうな難しいので勘違いしてしまいましたとかというふうに言い逃れといいますか、そういう言いわけをして許されてしまうというようなことはないわけですか。

(福祉)介護保険課長

介護保険の場合、当然今までのケースですと、完全に悪意を持ちまして介護報酬の請求をしたと、このような形

は、都道府県が指定権限者でございますので、都道府県の監査なりを受けるという形の中で、介護報酬に対しての不正請求があったと、そのような部分の判断がありましたら、事業所の取り消しになると。ただ、やはり先ほどの訪問介護の部分につきましては、なかなかすっきり縦割りにできる以外の部分もございますので、場合によりましては、解釈上の間違いがあったと、そのような場合が判明しましたら、間違っただけ適用になっている時点まで過誤の申立てをしまして請求を正しい形に直すと、そのような形になってございます。

斉藤（陽）委員

今は介護度の部分で伺ったのですが、3人というところがあります。3人分を行ったり来たりしながら、本来であれば、1人に対して30分のサービスとなることを、3人分を30分でやってしまうような場合、答弁では居宅介護支援事業所から、給付管理表、ケアプランの管理表、それとサービス事業所の介護給付請求書、これはヘルパーが実際にこういうサービスをしましたという、その部分の請求書、これを突合して審査するので、基本的には3人分を30分でやるなんていうことはできませんというご答弁だったと思うのですが、こういう解釈というか、こういう読み方でよろしいのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

介護保険の請求につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、国保連が一つの仕事というのですが、役割で、そのケアマネ事業所から上がってきます給付管理表とそのサービス事業者から上がってきます請求書等の回数、その回数を突合しまして、不合理なり不適切な部分がないかというような形の部分が一つございます。ただ、その前段で先ほど来話しをさせていただいておりますが、必ずこの介護サービスを使う場合には、ケアマネジャーのケアプランにそのサービスを位置づけていなければならないと、そのような形になってございます。したがって、先ほど30分未満の身体介護の場合につきましては、30分未満といいながら、実質的には、それが5分でもいいのか、10分でもいいのかというような形ではなくて、国の方では20分以上30分未満とすると、そのような一つの運用も出ておりますので、当然ケアマネジャーがそのサービスをケアプランに位置づける際には、そのような形でやっております。そのケアプランが利用者なり、そのサービス事業者の方にも同じものが行っておりますので、それも一つのけん制になるのかなと。

そして、もう一つにつきましては、実際にサービスを利用した方、その方につきましては、当然サービス利用を、今ヘルパー事業所の方から何時から何時まで、こういうふうなサービスを私はあなたに提供しましたというような形の部分の記録を残しまして、それで本人の確認をもらうことになっております。その確認も必ずしもそういうような形でゼロかと言われたら、そこら辺の部分もゼロだという確約を持っては言いづらい部分があるのですが、介護保険につきましては、今も言ったような形でそういうふうな形の部分のけん制体制というのですか、そのような形の部分をとっております、適正な執行ができるような形、そのような形の部分で整えてございます。

斉藤（陽）委員

まとめて伺いますけれども、そこが一番問題なのでして、本当に厳正にきちんとルールにのっとったサービスが行われていれば、それは問題ないわけですが、現実には聞くところによりますと、その30分のところに、書類上は9時30分ぐらいから10時ぐらいという30分間の方と、10時から10時半の方と、10時半から11時の方と、そういう三つの利用者があるということにしておいて、一番早い方にはちょっと遅れたけれどもと言って10時ぐらいに行くと。10時から10時半の人についてはそのまま10時15分ぐらいに行けば、その時間に入るわけです。10時半から11時と設定されている方と行くときは、ちょっと早すぎたけれどもと言って、10時25分ぐらいに行ってしまう場合。そういうような実際にそういう訪問の仕方をすると、30分の間に3件分が仕事できてしまうというような、ですから利用者の方はそれをきちんと時間が違うとって反論というか、これは違うよと言えばいいのですが、意外と利用者の方はそれで「ああ、ちょっと早かったね」「ちょっと遅かったね」ということで終わってしまうという現実の現場の問題があって、そういうところからなかなか机上のルールでは律しきれないような現実がい

っぱい出てきているのだという部分がありますので、こういった部分についても、監査の明確化ということも小樽市に権限がないと言われれば、それまでなのですけれども、市民の意識の高揚ですとか、あるいはそういう行政の方も研修等を一生懸命やっていただいて、今そういった指定の取消しうんぬんというような、これが不正だということは非常に逆に難しいのです。書類上うまくちゃんとつじつまが合っていれば、それで通ってしまうということですから、逆に難しいのですけれども、現実の部分をしっかり把握をしていただきたいというふうに要望したいと思います。

(福祉)介護保険課長

国の方でも不正、不適切なサービスがどのような形でわかるかといいましたら、従業員なり、元従業員の方からの苦情なり相談、そのようなものがあって判明しているケースが多いというような形になっております。私ども小樽市につきましても、結果的にこれからはサービスの量ではなくて、当然サービスの質、それが求められる時代です。それで、北海道の方につきましても、居宅のサービス事業につきましても、毎年やればよろしいのでしょうか、3年に一遍、そういうような形で監査なり入って、先ほど言いましたそれぞれのサービス事業所の書類をチェックしておりますし、そういうふうな形になっております。私どもの方につきましても、書類提出権なり、質問権、そのようなものもなっておりますし、当然不正がありましたら、私どもその返還金なり、加算金の部分を請求するような形になっております。いずれにしましても、サービスの不正請求、このようなものはあってはならないことであるので、今後とも北海道なり、それと一つは私どもの方で小樽市の中でケアマネ連絡協議会と、これは任意団体なのですが、そして今年の4月にヘルパー事業所の連絡協議会、このようなものが立ち上がっております。それで、その中では自主研修なり、例えば外部から講師、この前も後志支庁の担当主査を呼んで外部研修をやっておりますので、そのようなものを通じながら、資質の向上なり、サービスの確保、このようなものに努めてまいりたい、このように考えてございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤(博)委員

それでは、何点が聞いていきたいと思います。

台風による保育所の建物被害について

まず最初に、私も台風の関係で聞きたいと思います。

市内の保育所で建物被害があったというふうに聞いておりますけれども、状況についてお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

市内、民間を含めて20の認可保育所がございます。それぞれ被害状況といたしますが、異なるわけですけれども、わりと多かった被害状況としては、園庭の樹木が倒れたということがけっこう多かったです。そのほか、3件ほどですけれども、これは部分的な雨漏りがあった。それから停電、時間帯はそれぞれの保育所で違うのですけれども、五つの保育所で一時的な停電、一番遅いところはその日の9時近くまで停電になったところがございますけれども、停電がございました。また、比較的大きな被害としては、銭函保育所の乳児室と保育室の屋根のトタンが風で飛ばされまして、トタンとその下に引いてあります防水シートが飛ばされました。面積としては110平方メートルほどの面積だったというふうに考えております。

斎藤(博)委員

電気はまちがそうだったから、保育所もそうだったのだろうとは思いますが、どここの保育所で停電が起きて、どのくらいまで続いたのかというのをもう一度教えてもらいたいのと、そういった状況の中で、例えば延長保育等を行っているわけなのですけれども、どういう手だてを加えたのか、お知らせいただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

五つの保育所のうち、民間保育所の方では蘭島、オタモイ、あかつきの3か所です。それから、公立保育所では、銭函、赤岩です。それぞれ対応しているわけなのですが、公立保育所の方については、これは私どもの所管ですので、詳しい情報のやりとりをしておりました。まず一つは、延長保育の関係なのですが、この両保育所とも延長保育の対象施設です。それで、結論から申し上げますと、最後の子どもが保育所を出られたのが、両方とも6時過ぎだったというふうに報告を受けております。その意味では、通常7時まで延長保育をやっているのですけれども、こういった天候上で保護者の方も早く迎えに来られたのかというふうに思っています。ただ、もう、あの天気でしたから、4時ぐらいから暗くなっていくという状況がございまして、銭函保育所につきましては、銭函消防署の方から発電機を借りまして、明かりというか、照明をしております。それから、赤岩保育所につきましては、1台だけ市の発電機がございまして、それを赤岩保育所の方に持って行って、照明の確保をしております。あと電気の関係でいいますと、子どもたちに食べさせる食材が冷蔵庫に入っていたわけですが、これも実は銭函でいいますと、すぐそばにあるデイスサービス事業のところをお願いしたのですけれども、腐ってはいけなものですから、そちらの方の冷蔵庫をお借りして一晩置かせていただいたという、そういったような対応をしておりました。

齋藤(博)委員

それと、保育所内で、父母との間の通信手段と申しますが、電話が通じなくて保育所からかけてもつながらず、保育所にもつながらなかったということを知っているのですけれども、要するに孤立していたみたいな状態になっていたと思うのですが、その辺についてはどうでしたか。

(福祉)子育て支援課長

私はあまり気づかなかったのですけれども、今の電話と申しますのは、電話線の方が切れなくても停電してしまいますとつながらなくなってしまいます。ですから、その意味では、その停電期間中、電話をしても連絡がとれなかったところではございました。ただ、それぞれ保育所で個人的に携帯電話を持っている職員が多かったものですから、状況報告などの連絡につきましては、個人所有の携帯電話を利用させていただきながら、それぞれ連絡は常時とれていたという、そういったような状況にはなっております。

齋藤(博)委員

先ほど銭函保育所の屋根の話をお願いしたのですけれども、何時ぐらいに屋根が飛んで、先ほど来言われているように雨漏りといいますが、屋根がなくなってしまったのですか。そういう状態は何時に発生して、どういう手だてをしたのか、その間、銭函保育所で預かっている子どもたちは、こういった状況になっていたのかということ、教えていただきたいと思っております。

(福祉)子育て支援課長

銭函保育所の方から、屋根が飛んだと、骨組みが飛んだわけではなくて、トタンと防水シートが飛んだということなのですが、トタンが飛んだということの連絡があったのが、正確にその段階で時間をチェックしていたわけではないのですけれども、10時半ごろだったと思います。その段階で担当係長を、すぐ車で銭函の方に送りしました。それ以降も、保育所の方からは雨の状況ですとか、ちょうど11時前後というのは、風が強いピークの時間帯だったということもありまして、男性職員も用務員だけという、そういった状況もあったものですから、なかなか手が足りない、あるいは今、委員がおっしゃいましたとおり雨漏りもしてきたということもあって、その後またすぐ福祉部の職員4名ほど、ブルーシートを5枚ほどだったと思いますけれども、持たせて第2便というような形で銭函保育所の方にやっております。もちろん、建築、それから消防の方にも電話をかけまして、昼前だったと思うのですけれども、消防団の方から1名、銭函保育所の方に来ていただきまして、私どもの職員と一緒に周りの整備ですとか、そういったこともしていただきました。

それから、子どもの状況なのですけれども、乳児室、保育室というのは、どちらかといえばゼロ歳児、1歳児の

保育をしている部屋なのですけれども、当然雨漏りもしてきましたから、そこは使えませんので、その子どもはホールの方に移して、そこで保育をするというような形態を取り入れました。給食も含めて、ガスはついておりましたので、給食もお昼には平常どおり出せましたし、支障はなかったということではないですけれども、子どもを帰さなければならぬだとか、そういった状況にはなりません。あと、当時の状況としましては、100名近い乳幼児の施設なものですから、ちょっとどうなるかわからないということもありまして、社会福祉協議会に管理委託をしております大型バス、しおかぜ号というのですけれども、それを銭函保育所に待機をさせておきました。結果的には使用しないで済んだのですけれども、そういったような中で、保育は通常どおりではないですけれども、やりました。ただ、この日はあの天気でしたので、昼ぐらいから迎えに来る保護者も多くて、3時、4時ぐらいには40名ほどの子どもになって、先ほども申し上げましたように、6時過ぎには最後の子どもが帰られたというような状況でありました。

斎藤（博）委員

今、課長がおっしゃっている銭函の状況というのは、やはり被災した保育所においては、相当混乱しているというか、大変な状況だったのではないかというふうに思います。その中で、限られた人数の中で子どもの安全の問題とかをやっていたということで、大変だったのだろうというふうに思います。

それで、ここは考え方がいろいろあると思うのですけれども、こういう状況の中で保育所を運営しているというのは危機意識が欠けているということですね。そういったあたりの判断について、聞きたいというふうに思ったのです。というのは、この時点では10時30分、もっともっと前、早くに小樽市内の小学校、中学校は台風に備えて臨時休校ということになったと。当然職員の皆さん等は、学校に登校していたのでしょうけれども、そういうある意味で危険を回避するような状況をとっていたというふうに思うわけなのですが、そういう中で保育所は保育に欠けている子どもがいるわけですから、あけなければならないというのも基本的にはわかるのでありますけれども、一方で銭函保育所で起きていた状況というのは、先ほど課長が言っていますので繰り返しませんけれども、避難するというか、みんなでバスに乗ってどこか違う建物に行かなければならないのではないのかというようなことが考えられていたような状況だったわけですし、当然避難してくる対象の避難場所ではなくて、非常に危険だといいますが、不安定な状態だったのではないかというふうに思うわけなので、それでも保育をし続けていく。そうであれば、それなりの設備なり改善策をとらないと、電気はとまっています、電話もかかりません、屋根も飛んでいます、雨も漏っています、ビニールシートをかけるのに職員が車で来るという状態の中で、安全な保育が提供されていたというふうに思うのは、胸を張る必要はないと思うのですけれども、言える状態だったのか非常に危うい状態だったのではないのかというふうに思いまして、その辺の判断基準があったら、お聞かせいただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

今、委員からご指摘ありました部分でいいますと、実は前日のたしか夜の10時ぐらいだったと思うのですけれども、教育委員会の方からは私の方に小中学校が臨時休校するということでの連絡は受けました。それで、状況については、その夜のうちに各所長にも、小中学校は臨時休校をします。ただ、裏返しみたいになってしまうのですけれども、学校は休むけれども保育所はやるという連絡も想定はされたものですから、保育所としては基本的にやるということで各所長にはそのときお伝えいたしました。

それで、保育所がこういった場合には休園なり、休所という手だてをとるのかという基準のような部分なのですけれども、正直に言いますと、国で定めております保育の指針等の中にも、保育所が休園をすることは、基本的には想定はしていません。もちろん、大火事だとか、保育所そのものがつぶれたとかということになれば、それはもうできないのは当たり前なのですけれども、それでその判断はどうするのかということからいいますと、これは小樽市の児童福祉条例の施行規則というのがございまして、そこに保育所の休園日ということを決めております。一般的には日曜日と小樽市の休日条例で定めている日が休園日です。それ以外には、市長が特に必要と認め

るときという言い方だけになっているわけです。ただ、私どもの考え方としては、一つは学校と違うという部分は、乳幼児ですし、保護者の方が働きに出るという条件の中では、やはりどこかでお預かりしなければならないということが一つあります。それから、ゼロ歳から6歳の子どもですから、家で留守番をさせるということは考えられない。それから、送り迎えはこれは通常でも保護者が送り迎えをするという、そういった要件の中でやっているわけですから、保護者の送り迎えをできる状況といえますか、気象条件といえますか、そういった中では基本的には受けていかなければならないというふうに考えております。

斎藤(博)委員

そういう考え、具体的にといったら確かにそうですねけれども、もしそういう立場に立つのだというのであれば、やはり保育所の整備といえますか、先ほど来何回も繰り返しているように、めったにない風台風でしたということについては了解したにしても、例えば停電のあったときに、普通の場合は停電というのはないですから。今まで停電といっても、たぶんすぐ回復する、ちょっと様子を見てみると電気が通るといようなことなのでしょうけれども、こんな長い停電というのは予想していなかったのかもしれませんが、全く違うところから発電機を借りてきて、子どもたちを集めて1か所で保育しているというようなことを避けてもらいたいと思いますし、必要な手だて、どんなところでも保育に欠けている親がいる以上、保育を期待している子どもがいる以上、開かなければならないという立場に立つということについて、それはいいと思うのですけれども、それならそれなりの改善なり設備というものをしっかりしてもらいたいというふうに思いますので、これは要望ということで聞いてください。

発達支援センターについて

次に、4月1日に発足しました発達支援センターに関しまして、何点かお聞きしたいと思います。

まず最初に、まだ2か月ちょっとですけれども、センター、それから分室もつくったわけですけれども、7月、8月の利用状況についてお知らせください。

(福祉)総合福祉センター館長

7月、8月の利用状況について、延べ利用人員でお知らせいたします。7月に関しましては、センター本体の利用数は91名、分室は2名ですから、合計93名です。8月につきましては、センター本体が104名、分室が27名の計131名ということになります。つきましては、7月、8月で見ますと、プラス38名ということになっております。

斎藤(博)委員

次に、でき上がっているというのがいいのかどうか分からないような状態だと思っているのですけれども、発達支援センターの設備関係の整備状況についてお尋ねしたいと思います。私も何度かお邪魔させてもらって、部屋を見せてもらったり、職員の方とお話をさせてもらったりしているのですけれども、まず玄関の部分が教育委員会の1階部分を利用しているというようなこともありますし、もともとをいえば中学校だったということもあって、子どもがいろいろなまちで見てきたそういう福祉にかかわる発達支援センターの玄関と比べたときに、ちょっと違和感があるわけなのですけれども、その辺についてどういう認識なのかお知らせいただきたいと思います。

それから、これは確認してほしいと思うのですけれども、使っている水道があるわけです。あそこに来る子どもはあの中で訓練等やって、汗をかいたりするわけです。そういったために水道が用意されているというふうに当然理解しているわけなのだけれども、飲めない水道があるというようなことも聞かされているわけなので、そういった実態についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、真夏に私が行っているのですけれども、肢体不自由児がトレーニングをする部屋というのは、私どもが真夏に背広を着て入っていても暑くないのです。非常にひやっとしている部屋なのですけれども、今後これからどんどん寒くなっていくわけですし、子どもはトレーニングのときというのは、けっこう薄着をしてトレーニングに臨んでいると聞いているわけなのですけれども、暖房等について、これからどういう対策をとっていくのか、この3点についてお聞かせいただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

センターの改修費の予算を子どもの方の課で所管しておりますので、私の方から答えさせていただきます。

まず、玄関の入り口に違和感があるというお話だったのですが、ご指摘のとおり、もともとは東山中学校の施設を利用してのセンターですので、その意味からしますと、表から見た感じは文字どおり学校だというふうに思います。ただ、入り口を一応は建築の方にもお願いいたしまして、ちゃんと法にのっとった車いすが入れるスペースですとか、入り口のドアですとか、そういった部分についても、日常的な利用には支障のないような改修をしたつもりであります。

それから、水道の関係なのですが、これは後ほど教育委員会の方からもちょっと話があるかと思うのですが、実はあそこの建物は水道管が直接入っているのと、1回上に上げるというか、受水槽に上げてから水を落としているというのと2か所あります。学校で使っていたところは子どもが何百人もいたわけですから、受水槽から落ちていた水でも問題がなかったのですけれども、教育委員会が入ってから、それほど水を使わなくなったので、あまり飲用としては好ましくないということで、受水槽から来る水を飲用には利用しておりません。ただ、発達支援センターの部分は4か所ほどあるのですけれども、ほとんど直管で来ている部分ですから、子どもが日常使う部分については、その直管の水を飲料用もそれからトイレの手洗い用もそちらの方を使っておりますので、直接的な影響はないというふうに思っております。

それから、最後に、冬の暖房の関係なのですが、実はプレイルームという、子どもを一番療育指導する部屋のスチーム暖房は天井から落ちてくる仕掛けになっているのです。それで、確かに冬期間になりますと、訓練自体はほとんど地べたのラインといたしますが、じゅうたんやその上でやる部分なものですから、そこについては私も心配しているというか、何らかの対策をしなければならないと思っております。ですから、その意味では現状ついておりますそのスチーム暖房のほかに、灯油暖房といたしますが、床暖なんかの機能のあるような灯油暖房を入れることによって対応していきたいというふうに考えております。

また、保護者の方々との話合いも進めておりますが、施設整備では何点かご要望も受けております。それは近々なのですが、道の地域振興補助金という、一つの補助制度がございまして、その中で児童のデイサービス施設の改修設備費という、そういった項目もありますので、そういう要望が来た段階で道の補助メニューなども活用しながら改修をしていかなければならないというふうに思っております。

齋藤(博)委員

さくら学園について

次に、指定管理者制度によって今7月1日からさくら学園の運営をされているところについて聞きたいのですけれども、まず現在のさくら学園を運営する体制といたしますが、こういった職種の方が何人いるのかということをお尋ねしたいと思いますし、もしおわかりでしたら、そういう職員の皆さんの賃金、労働条件等について押さえているものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

今年度の4月1日から、社会福祉法人後志報恩会の指定管理者運営になっております。最初に、職員配置の関係ですが、子どもの直接指導に当たる指導スタッフの関係では、園長が1名、それから児童指導員が2名、保育士が4名の配置です。そのほか、運転手、事務等の職員が配置されております。警備ですとか、それから館内清掃、それから給食業務は外部委託で事業を開始されております。さくら学園の定数は20名ですので、国の最低の配置基準は指導員、保育士含めて5名ということですから、それよりも2名上回っている指導体制で業務が進められているというふうに考えております。

それから、賃金体系なのですが、これはどういう賃金体系で、それぞれの方々が採用されているのか、子どもの方では承知しておりません。

齋藤(博)委員

障害児の放課後児童クラブの在り方について

代表質問で小樽市における障害を持った子どもの放課後児童クラブの在り方について質問させていただきました。教育委員会の方からは、新年度に向けて整理していきたいという考えと、それからこれまでに至る間であっても、条件をできるだけ整える中でニーズにこたえていきたいというような答弁があったというふうに理解しているわけですが、まず福祉部の方で所管している放課後児童クラブは何か所あって、それについて障害児の受入れについて、どういうふうにお考えになっているかをお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

私どもで所管しております放課後児童クラブは、塩谷小学校の子どもを対象にして、塩谷児童センターで行っているところが1か所、それから色内小学校の子どもを対象にいなきたコミセンの中にありますいなきたの児童館で行っている放課後児童クラブが1か所、計2か所です。ただ、塩谷の児童センターにつきましては、去年の7月から余市養護学校に通学している子どもの放課後児童クラブを開始しております。それから、障害児の受入れの関係でございますけれども、今回、本会議の中で教育委員会の方でも新年度に向けて障害児受入れを検討していくということでの答弁があったのを私も聞いておりますので、当然私どもも含めてその実施に向けて検討していくということになるのかというふうに思っております。

ただ、福祉部所管の関係でいいますと、去年から余市養護学校の子どもの塩谷児童センターで開始をしているという経緯もございますので、当然同じ児童センターでの位置づけということになれば、その子どもの状況あるいは保護者の協力あるいは施設の状況等を含めて、検討していくことになろうかというふうに考えております。

齋藤(博)委員

小樽脳神経外科病院について

小樽脳神経外科病院のことについて、何点かお尋ねしたいと思います。

署名が回っていたり、患者なりがいろいろなところに要請に歩いている。さらには、医師会も要望書を出している等、非常に動きがあるわけですので、まずどういった経過だったのか、かいつまんでこの病院の状況の経過についてお聞かせください。

(保健)総務課長

小樽脳神経外科の保険医指定取消しについての経過でございますけれども、8月27日に北海道社会保険事務局の諮問機関であります北海道地方社会保険医療協議会から、3医療機関の保険医の指定の取消しの答申が出されました。その中に小樽脳神経外科病院、開設者が医療法人双葉会、診療科目が脳神経外科、病床数90床、うち一般病床46床、療養病床44床の医療機関について保険医の医療機関の指定の取消しを行うという答申がございました。

これに至った経緯でございますけれども、昨年の秋に北海道の方で出されました北大医学部医師の名義貸しに関する名簿が小樽市保健所にも提供されまして、小樽脳神経外科を含む複数の病院に、この名義貸しのみを目的とした立入り検査をいたしました。その中で医師の標準数が医療法で定めている標準数を下回っているところが、過去5年間についての調査で明らかになりましたので、その情報を北海道を經由いたしまして、社会保険事務局に提供をしたところでございます。その後、本年に入りまして、6月、それから7月に2回社会保険事務局が監査に入りまして、診療報酬を不正に請求している疑いが濃厚になって、検証をいたしまして、監査の結果、勤務実態のない医師及び非常勤で勤務していた医師を常勤として虚偽の届け出あるいは報告を行い、医療法に定められている医師の標準数を満たしているかのように装い、入院時医学管理料、一般病棟入院基本料を減額せずに診療報酬を不正に保険請求していた。また、施設基準の要件を満たしていないことから、届け出できない特定入院料を届け出し、診療報酬を不正に保険請求していた。なお、入院時医学管理料又は入院基本料を減額請求しなければならない各月における入院時食事療養費は、入院時食事療養2で請求しなければならないにもかかわらず、ランクの高いもので不

正に保険請求していた。さらに、入院時食事療養1が算定できない月は、特別管理加算、特別食費加算が算定できないにもかかわらず、不正に保険請求していた。この期間が平成11年6月請求分から平成13年1月請求分及び平成13年3月請求分から平成15年9月請求分までということでございます。

現時点では、社会保険事務局の行政処分はまだ行われておりません。これは現在入院患者がおりますので、その転院を今待っている状況でございます。その期間をおおむね1か月と定めてございます。

当初、病院側あるいは医師会もこの90床の病床を法人なり、設置者、開設者をかえて継承することの要望を、北海道あるいは社会保険事務局にしておりましたけれども、この後志圏が750床ほどのオーバーベット、病床が過剰の状況にありますので、この90床については北海道の保険医療計画からいっても90床の減少、それから新たにこの90床の保険医の指定申請をしても、社会保険事務局はその申請を受けない、受理しないということが9月の10日時点で明らかになりました。

病院側につきましては、8月27日段階から最悪の事態、病院が継承できない事態を想定して、現在いらっしゃる患者の転院の対応について努力していただいているところでございますけれども、現時点でトータル90床のうちで45名の患者がまだいらっしゃいます。特に療養病床の方には39名の患者がいらっしゃいまして、そのうち31名はいわゆる寝たきりの状況でございます。この患者を市内あるいは札幌市手稲区近辺の病院に転院するべく、今、病院の院長あるいは事務長が先週末から各病院を回っているところでございます。当然、市内では市立第2病院を含む5病院あるいは6病院に既に要請は終わっているというふうに聞いております。

斎藤(博)委員

まず、やったことはよくないことだというふうに思いますので、なかったことにしてくれという運動をやらうというつもりはないわけなのですけれども、今の説明で言われている750床も後志管内にあるので、ベット数がオーバーな状況という理由で、ここの病院が、例えば申請がえをして、企業基準なり、そういった可能性というのは頭からなかったものなのか、若しくは9月10日付けで小樽市医師会が出している要望書にあるように、小樽の中で考えたときに、やったこと自体を別とすると、この病院の持つ役割というのは非常に大事なのだというようなことを言っているわけなので、地域医療などを考えたときに、許してあげてくれという意味ではなくて、何らかの形でこの病院の機能なり、こういったものが残るような努力というものを小樽市としてとったのか、どういう対応をしたのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

(保健)総務課長

生き延びる可能性はありません。これは私どもが持っている権限ではなくて、北海道社会保険事務局が出した結論でございますので、そして医師会の会長、副会長が要望活動をして、その場ではっきり言われていることでございますので、これから覆るということはあり得ないと考えております。

それから、今後、例えば今の小樽脳神経外科の建物、今の病床をどう使うかというような話も少し絡むと思いますが、可能性としてはいわゆる19床以下の診療所を全く今回の双葉会の法人あるいは管理者あるいは名義貸しをした医師以外の人間が開設することは可能であります。それについては、保険医の指定も受けられると思いますし、私どもの開設許可をおろしたいと思います。

斎藤(博)委員

可能性、現時点での判断としてはそうなのでしょうけれども、私が聞きたいのは、この病院がやったことは悪いというふうに言いながらも、地域における役割について、どのような判断を、保健所では指導する立場だったと思いますけれども、地域医療を守るなり、40名を超える入院患者がいて、ほとんどの方が非常に重たい後遺症など、病後の生活をしている、そういう人を受け入れている病院がなくなるということ避けるという立場に立って、どういうことを決まる前にやったのかということを知りたいと思います。

(保健)総務課長

ただいまの結論が下される前の私どもの対応ということでございますけれども、この医療協議会が開かれる前に、当然、聴聞会が行われておりまして、その時点で取消しの可能性があるという情報を入手しておりましたので、北海道にまずこの承継が可能かどうか、医療法、それに医療計画あるいは健康保険法の上でどうかということの問い合わせをしております。昨年ほぼ同じ時期に、北見市で同じ脳神経外科が法人をかえて継承したケースがございます。これはその地域に脳神経外科が病院として1軒しかない。そういう状態の中で別法人によって継承されたケースはあるけれども、小樽市の場合には過疎関係の法律の適用もございませんし、すぐ隣に札幌市の脳神経外科がたくさんある状況の中で、この病床を医療計画の中で取り込んで継承するということは不可能であるというふうに、事務サイドからは聞いておりました。そのことについて、さまざまな要望活動があるのかもしれないけれども、それによってもなかなか困難であろうと、そういうふうに聞いております。

斎藤（博）委員

結果として、48人ぐらいの患者が今行き先を探しているわけです。確かに、その病院の責任で何とかしなさいとあって、それはそれなりにおさまっていくのであれば、理屈的には成り立っていると思うのですが、実際はもう小樽ではなかなか受けきれない患者については、先ほども言いましたように、札幌の手稲ぐらいまでエリアを広げて受入れをお願いして歩いているというのが現状です。おっしゃるようにベットがオーバーしているからこのぐらいつぶしても地域医療にはあまり影響がないのではないかというふうに言っているのだろうけれども、実際こういう状態の患者を本当に受け入れてくれるような施設が、小樽市内にどれだけあるのかというと、極めて希薄ではないかというふうに私は思うものですから、結果としては行き場を失うようなことにならないのかというのが、非常に心配なところなのですけれども、そういったあたりの見通しについて、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

（保健）総務課長

確かにご心配の45人、その中に一般病床の方々は、既にそろそろ転院を始めておりますけれども、39名、とりわけ寝たきりの方々31名というのが非常に難しい状況でございます。それを今話をした市内の六つの病院なり、手稲あるいはもう少し札幌の中心部まで延ばして、期日までに、期日は恐らく明日、社会保険事務局から通知されると思っておりますけれども、それが10月1日なのか、10月10日なのかわかりませんが、それまでの期間に転院できなかった場合のことについて、病院とも協議をしております。これは実現できるかどうかはわかりませんが、現在は保険医の取消しだけで、私どもが病院の開設許可の取消しまではするつもりはございませんので、保険適用の7割を病院が負担して、患者の負担が3割のままですることができるのかどうか、その検討を今病院には要請しております。

斎藤（博）委員

たいへん苦労しているのだろうと思うのです。実際、そういうことをやってくれる病院だったら、こんなことはしないわけなんですね。ですから、実際10割を本人に払えと言っているというようなことになりかねないですし、要請行動をやっている方々も、息子たちはまだ若いにしても、けっこうのお年の方が自分の連れ合いのことを心配して歩いている様子というのは、手稲まで今後病院がかわったから行っておいでというようなことで済むのかという部分では、非常に気の毒だというふうに思います。私も認識が甘かったといえばそうだと思うのですが、存続できるのではないかというような部分の誤算といいますが、そういった部分があって、あとは名義をかえてやっていけるのではないのかというような部分がどこかにあって、後手に回ったような気がしてならないわけですし、結果として行き場を失う寝たきりの方々が30人近く出てくるということ、やはり地域のことを考えたときには、もう少しアクティブに対応するべきだったのではないかというふうに思います。答弁は、この部分についてはもういいです。

介護老人保健施設の事業者募集について

次に、介護老人保健施設の新しい事業者の募集に関する部分で、何点かお聞きしていきたいと思います。

新しい介護老人保健施設100床の許可をいただいて、事業を展開する方を今募集するというところでいろいろやっていると思います。昨年、特別養護老人ホームの運営方針を決める際に、行き先うんぬんではなくて、どういうシステムだったのかということで何回か話をさせていただきました。そういった経過を踏まえて、今回作業が進められていると思うのですが、今回やっている作業の進め方、前回のやり方をどういうふうに総括されて、どういった改善面をもって進められているのか、お話しいただきたいと思います。

(保健)総務課長

社会福祉施設等の整備に関する審査ということで、昨年、特別養護老人ホームの整備について整備業者が競合した中で、審査委員会を設置いたしまして、整備者を決定したところでございます。事務局は福祉部と保健所になってございまして、昨年の特別養護老人ホームのと、それから今回の介護老人保健施設が私ども、保健所の所管なものですから、当初から私どもも事務局に入らせていただいております。昨年、6項目ほどの指摘事項がございまして、順に申しますと、まず第1に整備希望を市に伝えていた者だけに最終的な意向を確認したそうだけれども、特定の者だけに知らせるのではなくて、広く周知すべきではなかったのかと。2番目に審査基準や審査結果等について、市民に公表すべきではないのか。3番目に現行の審査基準では、新設法人に不利になるのではないかと。また採点基準を見直し、細分化して、さらに入れるようにしたらどうか。4番目に審査基準をもっとわかりやすいものにしたらどうか。5番目に審査委員会を公開にするなど、透明性の高いものにしたらどうか。6番目、審査資料を提出するまでの準備期間が短すぎるのではないかと。こういう6項目ほどのご指摘の事項がありまして、部内、保健所と福祉部、それから企画会議等での検討をいただきまして、審査のしくみを公平性あるいは透明性を主眼に置いた形で移行されるような手法を考えるということで進めてまいりました。

まず、その中で審査委員会の委員構成でございますけれども、前回は市の部長職、保健所長と福祉部長が入っておりますけれども、これを外しまして、市民代表の方を2名一般公募いたしました。そのほかの方々については、前回と同じ団体からの推薦者あるいは学識経験者ということで合計7名で構成をいたしております。開催方法につきまして、公開する部分の中身でございますけれども、整備希望者の説明、いわばプレゼンテーションといったらよろしいでしょうか、その部分あるいは概要の議事録、この部分については公開してまいりたいと。それから、非公開の部分として、各委員の評点内容あるいは評価に関する質疑の部分、それから個人情報、この部分については非公開にまいりたいと。審査基準につきましては、施設整備の部分と施設運営の部分、それぞれ3項目ほど項目を設けまして、例えば施設整備であれば施設計画の内容の中で、設計コンセプトですとか、その利用者に対する配慮はどうかとか、そういうような細目をつくりまして、審査項目、それと基準をつくってまいりたいと考えております。それから評価方法につきまして、審査資料を各7名の審査員の全員が点数をつけて順位をつけていただく。それを点数化したものを集計して、トータルの順位を決めて第1位を選定させていただく。そういう方法をとりたいと思っております。提出資料等につきましては、今の審査事項に基づくもの、それが網羅されるような提出資料をお願いしております。

斎藤(博)委員

今の課長の話の中で、どちらかといいますか、あえて触れなかったのだらうと思うのですが、今回5人の方をそれぞれの団体から推薦をいただくなどして、つくる理事会だというふうにしているわけですが、それぞれのお願した団体で推薦された方についてお聞きします。

(保健)総務課長

団体からの推薦者の団体名でございますけれども、3団体ございまして、小樽市医師会、小樽市社会福祉協議会、小樽市民生児童委員協議会、そして学識経験者として2名入っております。

斎藤(博)委員

その最後の個々の具体的な委員の名前というのは、お聞かせいただけないということですか。

(保健)総務課長

これは公開の範囲とも少し関係するのかなと思いますけれども、6月30日に第1回目の審査委員会を開催した中で、委員の個人名については非公開にさせていただきたいということで、委員の方々からお申出がございましたので、これについては非公開にさせていただきたいと考えてます。

斎藤(博)委員

これは私自身の感想というか、前もこういう話をしていますので、同じことだとは思いますが、こういう団体から推薦された方々、それから公募をした場合に手を挙げて決定した方が、名前を伏せてくれと、私は不自然だと思いますので、どういうふうに言ったかとか、その人が何点つけたのかということをお教えしてくれというのはなくて、どういう委員がこの審査に当たったのかというのは、明らかにしてもいいのではないのかというふうに思っているところであります。これは、また始めると水かけ論になってしまいますので、それは避けませけれども、そういうものではないかと思えます。

この部分最後の質問です。今後のスケジュール等について、要点でけっこうですけれども、決まっている部分があったらお聞かせください。

(保健)総務課長

既に、6月段階でいわゆる整備希望法人の募集、それから6月30日には審査委員会の第1回目を開催してございますので、この議会明けぐらいに第2回目の審査委員会で審査の細目を詰めさせていただきまして、事前協議書の締切りを10月15日にさせていただいておりますので、その10月15日から書類整理をした後、できれば10月末までに公開でのプレゼンテーション、そして審査委員会の後、11月末までには、間違いなくその指定法人を決めさせていただくと、そういうふうさせていただきたいと思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

防災GISの関係について

まず初めに、台風関係でございますけれども、8日、私は議運の理事会があって、台風のときに市役所のもう一本向こうの通りに行ったところ、映画ではよく見ましたけれども、現実の目で見たのは初めてでございます。板倉さんの隣の釣具屋のアパートの屋根がぱっと飛んで乗用車、私も巻き込まれたと思ったのですけれども、通り過ぎたもので、ごつんと落ちて、本当に映画のようなことで、ああ、これが風の被害だと思ってびっくりして、近所の人も出てきましたので、私はすぐ車でここに来て、消防庁舎まで駆け上って、それがまた飛んだら困るから、すぐにと申しました。本当に今回の台風では、それぞれの皆さんから適切な答弁また質問もございましたけれども、自分の目で見て、本当に恐ろしいと感じました。

これは何も答えは要りませんが、私、16年第1回定例会でGISの自治体向け防災で、ジオグラフィックインフォメーションシステムのネットワークについて質問したわけでございます。質問の要項を見たら、あのときはちょうど昨年日高の方に被害がございまして、小樽市は幸いにして災害がないまちですなんて、勝手に言ったやさきに、もうこの土地にこのようなことがあって、私もびっくりしたわけでございますけれども、再度この自治体向けの防災システム、これについては、市長もこれはただ防災だけではなく地理的な問題とかいろいろなものに活用できるというので、そのときは前向きに取り組んでいくということでございましたけれども、再度これについてお聞きしたいと思います。

総務部次長

防災GISの関係でございますけれども、委員から第1回定例会でご質問があって、その中でもお答えしておりますけれども、開発業者の方からデモンストレーションを受けたものは、国土地理院の地図をベースにしたものでございます。今小樽市では、統合型のGISを目指して、引き続きGISを整備しております。その中で当然位置づけていかないと、それでなければ意味がありませんので、その辺の関係がありますので、今は統合型GISを目指した部分の中で検討していきたいというふうに考えています。

上野委員

これはたいへんお金もかかることであり、財政的にも大変なことなのですが、将来こういうネットワークをとることが、今回のいろいろな反省の中にも出ていましたけれども、私はたいへんいいシステムであると思いますので、本当にこういうのがあったということは、今後の小樽市の市民に伝えるネットワークになりますので、再度またご検討いただいて、具体的に進めていただければと思います。

高齢者祝賀会について

次に、去年までは敬老会と言ったのだけれども、昨日体育館で高齢者祝賀会というのが開催されておりました。私の方もグループホームのおばあちゃん方15人ほどがそれに参加して、その日に私も行きたかったのですが、委員会等もございまして行けなくて感想を聞いたのですけれども、行った方たちはたいへんよかったと。本当にいい催しだったという、そういう本当にいい言葉もございましたけれども、何かいすだけたくさんあって、来ている人は3分の1、4分の1ぐらいしかいなかったと。本当に新聞でも今日出ていましたけれども、200人から250人ぐらいの方々だった。そこで私もいろいろ考えたのですけれども、なぜ昨日という日を、それは15日ですから、昔の敬老の日ですからたいへんいいことなのですけれども、お年寄りを体育館まで運ぶというか、ご家族の方が車等に乘せて、おじいちゃんおばあちゃんを乗せていくというのが今まで多かったのですが、月曜日でございますし、昨日は普通の日でございますし、なかなかそれもできないので、そういうことで人数が少なかったこともあるのではないかと思います。これも実行委員会をつくっておやりになったと思うのですが、私も評価しておりますけれども、来年に向けて、今年の反省も踏まえて、どういうふうに考えているか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今回9月15日は平日なのですけれども、従来から9月15日は敬老の日ということで実施してきた経過があります。ただ、これにつきましては老人福祉法とか祝日法の関係で、第3月曜日が敬老の日ということで変わっていますので、今回は敬老の日は9月20日ということで、一致していなかった部分があるのですけれども、私どもとしては9月15日が従来から実施しているという中で、ある程度定着しているという判断の中で決定させていただいたのですけれども、次年度以降、今回の高齢者祝賀会の実施の内容等々いろいろありますので、そういった部分を今後の実行委員会の中で、いろいろまた議論させていただいた中で、次年度以降も含めてどういった形がいいのかということもありますし、そういった中では議論させていただきたいと思っています。

上野委員

特にこの敬老会といいますか、各町会でも、これは小樽市ではなくなってきているのです。各町会、お年寄りを祝う、これは昔は当たり前のことだったのですけれども、今各町会でも本当に、それはお年寄りが来ないという、集まらないということもございまして、各町会では来ない方には何かの形で何歳以上の方にはお祝いを差し上げるという形で品物でやっていますけれども、お年寄りが一同に集まって長い間のご苦労をここで表すということは、私は敬老の意味だと思うのです。ですから、そのことも踏まえて、いろいろな事務的なこともございまして、ぜひたくさんのお年寄りが集まって、長い間のその場で話合いもできるような場を持っていただければありがたいと思います。これについては、お答えは要りません。要望です。

葬斎場の民間委託について

次、葬斎場につきまして、これは職業柄と言ったら怒られますけれども、というわけでございませぬけれども、

民間委託をするという話が私の耳に入りまして、その動きというのが、ちょっと私もわからないものですから、どういふ動きで今こういうふうになっているということをお聞きしたいです。

(市民) 葬斎場長

民間委託につきましてのご質問でございますけれども、今、財政健全化という中の事務事業の見直しの一環として、この民間委託について検討中でございます。

上野委員

端的なお答えで、ちょっとそれでは、私もわからないもので、私はそのぐらいはだいたいわかります。これ小樽の葬儀屋、既存というか、小樽市に今葬儀屋が何社かありますけれども、そちらの方たちが葬斎場に呼ばれて、場長からこういうことがあるのだ、意見はないかとか、何かこう、そういうことがあったという事実を聞いているもので、そういうことがあったでしょうか。

(市民) 葬斎場長

今ご指摘のとおり、市内の葬儀会社を呼びつけたというわけではなくて、電話をいたしまして、相手をお伺いした場合もありますし、相手の方がこちらに来てというお話もございましたが、それは必ずしも呼びつけたというわけではないのですが、そういった中で話をさせていただきました。それで、今委託のこういった火葬業務を市内で行っている業者というのは実はございませんので、受皿がどうなのかということ、私どもでこの後進めるに当たっての一番の大きな問題になっております。そういった中で、関連する業者に一応事前に受皿体制の模索といいますか、そういったことで意見交換といいますか、意見が何かございませぬかというような程度で、今お話を聞いている段階でございます。

上野委員

全道的とか、全国的にこの民営化というのが動きがあることは、私も本州あたりへ行くとかかなり民間の業者といいますが、それぞれが斎場を経営しているようでございますけれども、小樽市も私も職業柄と言ったら悪いですが、小樽市の斎場はたいへんお遺骨を本当にきれいに、それがあくとか骨とか本当にわかるようにやってくれて、それがもう市民の皆さん斎場に行って感激しているというか、自分の身内が亡くなった時点で、悲しみをきちんとその場で最後までやってくれているので、これは札幌市でもないと思うのです。ほかの地区でも小樽市ぐらいなのですよ。皆さんも経験あると思いますけれども、あれだけきれいに、私はやはりそこが民間でやったらどうか、民間でやると、私はそんなことはできないと思うのです、はっきり言って。だから、民間は難しいのです。実際に本州あたりに行きますと、いろいろな面で民間ではそれはしません。そういうことも踏まえて、ただ民間に委託すればできるという問題でもないようでございますので、たまたま私がそういう情報をつかんだもので、このように質問しますので、これはもう来年、再来年という話ではないと思いますので、何年かかかりますので、その辺も慎重にどの方にやっていただくか、どういう形でやっていただくか検討していかないと、今までの本当に小樽市の葬斎場のいい面がなくなってしまうと思いますので、じゅうにぶんに検討いただいて、協議いただければありがたいと思います。これに対してもお答えはよろしゅうございます。

石狩湾新港地区の用途地区等の見直しについて

次、昨日一般質問で石狩の新港地区の用途変更について私質問したのですが、実は7月28日に石狩の総合保健センターのリンクルというところで、石狩湾新港地区の用途地区等の見直しに関する説明会というのに、たまたまというか、こういうのがあるというので、私も興味がありましたので、興味と言ったら失礼なのですが、実は行ったのです。小樽から行ったのは私だけでして、あとは石狩地区のいろいろな業者の方々、また石狩市の方とか、60人ぐらいいまして小樽市からも含め、これは石狩市建設部都市計画課と小樽市建設部まちづくり推進室、都市計画課、両方で行きまして、説明会があったのですけれども、私も何かと思って聞いて、いろいろやっていたのですけれども、これは1地区から5地区まで、5地区が小樽市で私が説明を聞いたら、これは小樽のためにやっ

ているのではないかというぐらいなのです。小樽は昨日も言ったように、広大な土地を持っていますので、あとは石狩の方の土地は皆細いところで本当にそんなに使えないというのが多々ございますので、小樽が目玉商品ということで、そういった中で説明会でいろいろな業者等の方も来ました。私も聞いていて、最後終わりました、私の知っている方に、これは小樽の出方次第だというような、そういう我々としては、小樽の出方次第でこれはどうなるかわからないというような意見が出されましたので、それで私も何かなと思って、その後いろいろ調べて、昨日も市長からご答弁をいただきました。先ほど佐々木茂委員も言ったように、道と小樽市の関係、それから石狩開発の関係、この辺もまだ私としてははっきりわからないというか、まだ疑問を持ってございますので、最後になりますけれども、この点につきまして、道と石狩市の方の関係と小樽市の関係、ちょっとわかる範囲内でご説明いただければと思います。

(総務) 企画政策室長

道が今推進といたしますか、この大型商業施設によって、この土地を流動化するという意味で、道の方としてはぜひこれを進めたいという意向は以前から持っております。都市計画サイドの方で今用途地域の見直しなり、特別用途地域の条例の見直しも行ってございますけれども、その中で小樽市の方の議論としましては、中心市街地の空洞化といたしますか、ここの部分に我々としては着目をして、大型商業施設をあの地区に誘導するのが、小樽市の今後のまちづくりとしてどうなのかという、その部分での考え方の相違というか、そういうものがございまして、道の方の考えとしては、あくまでも市の意向といたしますか、そういう部分はじゅうぶんに、やはりそれを無視して進めることはなかなか難しいだろうということは、以前から基本的には思っているという状況でございます。だから、決して我々も今回の見直しもできるだけ土地を流動化するという、そういう目的で行っておりますので、決して何もかもだめということではなくて、今回の見直しも規制を緩めるということでは、今までよりもより土地を活用しやすい方向には持って行ってまいりますので、あれだけ大きな商業施設というのはなかなか小樽市のまちづくりとしては難しいという、そういうことでございます。

上野委員

それにつきましても、今、室長の方から将来にわたっての構想、少しは何か将来夢を持てるかというように思いましたので、これにつきましては小樽だけの問題ではありませんので、石狩と道と、そして小樽という、そういう関係がございまして、どうぞいい方向に進めることを、再度お願いいたします。

教育長の所感について

通告をしていないのですけれども、一つだけ教育長によるしいですか。

最終の27日に、教育委員が3人ほど新しくなるか、再任になるかという、そういうので、教育長がかわるかかわらないかは別としまして、長い間、教育の部分で担っていただいたもので、27日になったらわかるのですけれども、長い間において全般的に小樽の教育に対して、どのように思ってきたか、感想だけ私は聞きたいもので、今までのことで、今日時点でよろしゅうございますので、何かありましたら、将来も含めて何かありましたら、少しだけご見解を伺いたいと思います。

教育長

質問が子細ですけれども、ちょうど今年で教員生活50年という年になりました。毎日毎日を大事にして、誠心誠意努力してまいりました。小樽の教育がよい方向に向かっているのではないかと、そういうふうには自分では考えております。まだ、任期がございまして、その間一生懸命やりたいと思います。後継については、市長がお考えになっていることですから、私の感想としては以上申し上げて、終わらせていただきます。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

ごみ有料化について

まず、ごみ有料化について1回整理し直したいのですが、政策を行うのに伴って、幾ら市に入ってきたかという、そのサービスに関して、すべてで幾らかけるのか、まずそこから伺いしたいと思います。

(環境)管理課長

通年部分でお答えいたしますけれども、補正を今上げてございますけれども、この部分につきましては、一部なものですから、全体として17年の関係ですが、その部分でお答えいたします。ただ、17年度分ですけれども、16年度からの分が一部が入っていますので、その収入を17年度に加えてお答えいたします。

17年度分といたしまして、ごみ処理手数料といたしましては3億6,800万円、そしてそれに対しましての支出でございますけれども、減量化・有料化実施に伴う新拡大経費といたしまして、手数料徴収関係経費、指定袋とかの作成経費だとか、手数料での徴収委託をする経費だとか、そういう部分の手数料徴収関係経費といたしましては9,930万円、周知宣伝費でございますけれども、この部分が270万円程度、資源物収集拡大関係経費としては1億2,300万円程度、それで端数、給与の部分もありますけれども、あと市民サービス向上関係経費といたしまして、例えば資源物の分別ボックスの設置だとか、あと祝日収集の関係経費だとか、そういう部分の市民サービス向上関係経費といたしましては3,650万円程度、それからその他の経費といたしまして、不法投棄対策等がございますけれども、この部分で150万円程度、合わせまして2億6,300万円程度ということになってございます。これが減量化・有料化実施に伴う新規拡大経費でございます、その差額でございますけれども、現行のリサイクル経費等がございますので、この部分が1億300万円程度でございます。さらに広域連合負担金で、リサイクルプラザ建設に向けて動いているわけなのですけれども、その分を入れると7,600万円程度でございます。

森井委員

全部で3億800万円のうち、約6,000万円程度がそういういろいろなサービスに使われるということだと思っておりますけれども、例えば失礼かもしれませんが、ごみ有料化が10年ほど前にはやったというわけではないのですが、幾つかの市町村が動き始めたということで実施されているところがあるのですが、もし小樽市で10年前にこの有料化を実施して、今のサービスを提供し始めて、今が10年後だとしたら、たぶん今財政健全化における対象に大半がなっているのではないかというように感じるのです。2億6,000万円をどれだけ削れる、何とか削られるのか、そういう状況になりえると自分自身は感じるのですけれども、それについて財政部で何か見解はありますか。

(財政)財政課長

10年前にやっていたらどうかということですが、これらのことがごみの減量の目標にどういう影響を与えていたかということが必要なのだと思います。これからやろうとすることでございますが、10年前にやっていたごみの減量目標を達成して、さらに拡大する必要がないのか。それと今の市民の方、これからさらにごみを減量しなければならないのか。その辺の効果というのですか、事業効果というものを見定めて、さらに投資すべきなのか、そうじゃないのか、それらを検証しなければならないと思っています。ただ、金額をかけることが効果が上がることは財政としては思っておりませんので、どういう効果を上げる方法があるのか、そういうことはやっております。

森井委員

それでは幾つか今のこれからサービスを提供しようとしている中で、自分の中で幾つか気になるところがあるので、その中でお話ししたいと思うのですが、一つは資源物収集は拡大されるわけですね。その中で、環境部として市民の人たちに一般ごみをできるだけ減少していただきたいという気持ちがあると思うのですが、資源物収集拡大のためにも委託料は高まっているのですけれども、有料物における収集が減少していないのは、とても自分の中で矛盾を感じるのですが、当然有料物が出されるというのは、減少していくということを予想されると思うのですけれども、その辺に関してのシミュレーション等をもし行っていたら、お教えてください。

(環境) 間淵主幹

このたびの家庭ごみ減量化有料化の実施計画におきましてですけれども、家庭ごみにつきましては、平成14年を一つの基準といたしまして、家庭ごみ4万2,305トン、これを平成21年度、私どもの減量化目標年度でございますが、3万1,115トンに減量することで、26パーセントの減量目標として考えてございます。

森井委員

つまりは、有料物が26パーセント減少するという事は、収集回数は26パーセント減ということになると思うのです、理論的にいえばの話ですが。その分資源物が増えるので、資源物の収集が増えると。そうすると、委託料というのは、もちろん資源物収集で有料物がそれだけ減るといのは、今のところシミュレーションでしかないですが、予算編成の下でそういうことを収集側に委託する場合に、こういうことになりえるということを事前に相談すべきというか、事前に通達すべきだと自分自身は感じるのですけれども、その点についてはいかが思われますか。

(環境) 工藤副参事

確かに、ごみの量が減るわけですから、委託料も減るだろうという理論になるかと思えますけれども、収集面積については小樽市内ですので、非常に収集効率が逆に悪くなる。そういう面で、ごみの量に応じた委託料の減とまではならないだろうと。確かに有料物であるごみの収集量は減るわけですから、若干の影響はあるかと思えますけれども、あくまでもそれに準じては減らないだろうと、こういうふうを考えております。具体的な額については、申し上げられませんけれども、計算しました関係は出しておりません。

森井委員

有料化されるということで、市民の方々が資源物を増すだろうというのももちろんですけれども、有料物の収集の回数が減ってくれば、できるだけ資源物に回して出そうとか、また堆肥化しようとか、そういう意識に結びつくのではないかと思いますし、これだけ財政は厳しいという現状の下で考えられているのであれば、これからのサービスの提供に対して、この辺のことももちろん考えていただきたいと思しますので、まずその点、先々のシミュレーションとともに収集側とのいろいろなやりとりをまずしていただきたいということが1点です。

二つ目に、来年の春に施行したいという思いの中で、周知説明会が行われるというような話がありました。これは何回ぐらい行うという話でしたか。

(環境) 間淵主幹

11月から200回以上をまず基本といたしまして、そのほか要望があればその都度行うことで考えてございます。

森井委員

たいへんすばらしい回数だと思うのです。これは有料化周知ということでよろしいのですよね。

(環境) 間淵主幹

減量化と有料化、この二つの市の施策についての説明でございます。

森井委員

有料化実施を来年度の4月にしたとして、その後のそういう説明会の予定をどれぐらいやるのか、頻度とかがあれば教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

ごみの減量については、市民のご協力なしではなしえないものでありますので、有料化を実施する平成17年4月以降におきましては、小樽市といたしましては、市民と直接会話するという形で、市民の声をじかに聞きする意見交換会、懇話会、どういう名称になるかわかりませんが、そういう説明会、懇話会等を順次町会等を行って行うという形で検討を今現在しております。

森井委員

それはどのぐらいの頻度とか、何もまだ決まっていないのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

説明会の頻度等につきましては、今現在検討中でございます。先ほど間渕主幹の方から、今後開催する200回以上の説明会の中で、市民の方のいろいろなお話を聞きながら、ご意見を賜りながら決定していきたいと思っております。

森井委員

これから有料化を実施するために、市民全員に伝わらなければ、もちろん有料化そのものを実施することは難しいわけですから、これから年200回の説明会を行うのはよくわかるのですけれども、目的は皆さんがおっしゃるように減量化なわけです。有料化を実施すれば、随時減量されるということだけではなく、常々その減量に向けてそういう意見交換会を続けなければいけないと。今これから半年間に200回行うわけです。これはすごい数だと思うのですが、減量が目的ですから、それを行われた後も、それに近いような頻度は続けなければいけないのではないかと自分自身は思っています。しかしながら、その中でその頻度でやると年間400回になるわけですよ、これから半年のうちに200回ですから。それだけの頻度でちゃんとした市民との交流を市役所職員と行っていたら、環境美化協力員というのは本当に必要になってくるのかなというのが、自分自身感じているのですけれども。特に先ほども言ったように、財政を少しでも抑えたいというような考えの下で、市役所職員がそれだけの頻度の下で交流を行ったりとか、また市役所職員も小樽市に住んでいるわけですから、市役所職員に協力を求めて家庭の中でお父さんの仕事はごみを投げに行くことがまずあるというようなことをよく聞きますけれども、そういうごみを捨てに行くときに、どのような現状なのかというのを市役所職員皆さんに把握してもらおうとか、そのような協力の下で行えば、環境美化協力員がもし配置されなくても、そういう市民に対しての意識づけというものは可能ではないかなというふうに、自分自身感じておりますが、この点についても一言見解をお願いします。

(環境) 工藤副参事

確かに、説明会の回数を重ねるごとに、市民の方々にはそういう周知といいますか、成り立つわけですがけれども、どうしても頭から最初からといいますか、説明会等に聞きに来れない、また聞かないという方も中にはいらっしゃるわけです。そういう方々について、適正に排出していただきたいと、そういうことになりますと、やはり現場での周知徹底といいますか、それらが必要なのかなというふうに考えております。

森井委員

市役所職員は、その現場での周知徹底は行わないということなのでしょうか。

(環境) 工藤副参事

その辺につきましても、今後、市役所職員の協力については、考えていきたいと思っております。

森井委員

これだけ財政が厳しいと常々おっしゃっているわけですから、そんな中でそういうことも考えていかなければいけないのではないかと。もちろん市民の協力を得て、そういうことを行うということも一つの確かに手だと思えます。しかし、それにある程度のお金を渡してというような形になるわけですから、そのことも今の現状でできるのかできないのかということをいろいろ考えていただきたいと思えます。

もう一つ、ごみ袋の生成なのですけれども、現在、各家庭にはレジ袋があふれるほどあるわけです。そして今までごみの回数というのは、このレジ袋を使って出している場合が多いのですが、それをごみ袋をつくるということによって、レジ袋が家庭にさらに余ってしまうというような、そういう減量化とは結びつかない現状が起こりえると自分自身感じているのですけれども、これについても見解をお願いします。

(環境) 間渕主幹

今回の有料化に伴います一つのごみ収集の手法でございますけれども、確かにレジ袋というものが現在ありますので、それに一つには有料の処理券なりを張って出すという、そういう方法も確かにあるかと思っておりますけれども、私どものこの有料化の指定ごみ袋の考え方といいますのは、一つには減量効果が出なければならぬものと。また

一つには分別の効果が出なければならないものということから、一つには各家庭できちんと分別できるような一つの燃えるごみ、燃やさないごみについての袋が明確になること。またそれから、それぞれの減量に応じて、自分たちの負担する料金がわかるように、最初から自分のごみ量に合わせた指定ごみ袋等を使って出せるように。レジ袋でありますと、処理券等の対応が非常に料金設定が難しいこともございまして、そういう面では一つには市民の方が有料化になってもごみ袋を出しやすい方法、それぞれのごみ量の重量に応じた出しやすい方法ということで、指定ごみ袋を考えているところでございます。

森井委員

そのことの考え方そのものは、決して悪いことではないと思うのですが、先ほども言ったように、レジ袋がそのまま残ってしまうこと自体は大変な問題だと思うのです。再生紙というのが最近紙の方でははやっていますけれども、そういうレジ袋から再生袋をつくり直すことができないのかとか、そういうことに対して検討というのはないのでしょうか。

(環境) 間淵主幹

指定ごみ袋を使うことによりまして、確かにレジ袋は量的に残るかもしれませんが、一つにはレジ袋の削減に努めるということを大前提での話でございまして、そのレジ袋につきましても一つのポリ袋でございますので、これらについては市としましては、資源化するためにこれをプラスチックと一緒に資源物として出していただける。市としてはそれを有効に次の資源化に向けての活用を図ってまいりますので、そういう面では資源化の方向への流れと考えています。

(環境) 廃棄物対策課長

委員がおっしゃるように、確かにごみの減量にはレジ袋を各家庭で保有しておりまして、資源化に回しますと、費用がかかります。自治体の負担がさらにかかるということになりますので、本来の基本的なスタンスからいけば、レジ袋をもらわないという、そういう市民の意識啓発というのをしなければならぬと思います。また同時に、事業者、コンビニ、スーパー等で簡単に渡されているレジ袋についても、事業者に対しましてノーレジ運動ですとか、マイバッグ運動等、一緒に協働して啓発を進めたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

森井委員

マックスバリュというところがありまして、あそこで色の違うかごを持つことによって、そのかごでもって帰ってもよいというような方法をやっているそうで、自分はそれをやらせてもらって、レジ袋をもらわないようにしているのですけれども、私自身そのレジ袋がやはり余っていくという、結果的に資源を新たに別なものをごみ袋として生成するぐらいであれば、例えば証紙程度のようなペーパーで張ることによってとか、そういう手とかもいろいろ打てるのではないかというも気になっておりますし、そういう減量ということを目的にしている中で、新たなものを生成していったら、既存の物がごみとして残ってしまうという、その考え方がどうしても減量化からまず離れていかない。

それが一つと、もう一つ、ごみは有料物に関しては減量することが目的なわけですが、最初に関しては、ごみ袋をつくるために委託して幾らというふうに決めているかもしれませんが、それは減少していかなければいけないのです。最終的にそこには委託をしないで、すべて資源物に回ることが最終目標ですから、そういう点においても、矛盾するのではないかと。いわゆるごみ袋をつくる場としては、ごみが増えてほしいとか、そういうようなことによって、少しでも多くごみ袋を生成したいとか、そういうこともありえるのではないかと。私自身は感じます。もちろん、おっしゃるとおりだと思うのですが、それでも市としての目標は、今の時点では21年度に関して26パーセントでしかないですが、先々はそれをできるだけゼロに近いような状況、それを目標としているわけですから、そのことを踏まえて政策を打っていかなければならないのではないかと。私自身は感じますので、今のごみ袋をこの五つのサイズで新しくつくるということだけではない方法がある程度頭に、それは一

つの種類だけではなくて、ある程度幾つかの種類を用意するべきではないかと、方策を用意するべきでないかと思っておりますので、そちらの方の検討もお願いしたいと思っています。

もう一点、最近東京などで社会問題になっているのですけれども、ごみ屋敷というのが、家庭で、いわゆる分別が面倒になってしまって、ごみを捨てる行為というのが嫌で、そういうような状況が出てきているというのをよくテレビ番組でやっております。もちろん、有料化をすることによって、さらに面倒な意識が高まってごみ屋敷的なことが増えるのではないかというふうに感じます。特に各家庭における問題ですから、行政側から立ち入るといっても難しいと、プライバシーの侵害にもなると、いろいろな状況になりえますが、近隣の人たちに大きな迷惑になりえると。それに対して何か対策を考えられているかどうか、そちらの方、よろしくをお願いします。

(環境)管理課長

まず、実態でございますけれども、私どもが承知しているのが数件ございまして、それも同一人物の方がそういう状態をつくり出しているのですけれども、私どもとしては当然近隣の方にご迷惑をかけている部分というのは、当然委員がおっしゃるとおりありますので、そういう方に対して、私どもは会いまして、その部分の清掃を指導をしているところなのですけれども、いかんせんご本人にも価値観みたいなのが何かありまして、テレビなどをよく見ますと、なかなか進まない中でやっておられる現状があって、その方のあくまでも財産と言っていいのかどうかはあるのですけれども、その方の所有物なものですから、それを強制的に排除するということはなかなか難しいだろうという現実がございます。そういうふうにしても、近隣の方に確かにご迷惑をかけていますから、私どもとしては、引き続きそういうものが出てきたら、個々に対応せざるをえないだろうというふうに考えています。

森井委員

有料化後は、そのような家が複数現れる促進にならないようになっていただきたいと思っていますし、先ほども話させてもらったように、減量化に伴う有料化が、逆に財政における負担になりかねないような出来事、それにもなっていないでいただきたい。減量化がよりよくなるための有料化というふうに私自身は考えているので、今の現状で考えると、2億6,000万円というのはかなりかけすぎではないかとも思いますし、幾らとるのかどうかというのは、財政上の問題もありますので、その辺はどうこうするというお話をしませんが、その政策に対してどれだけ費用をかけるのかというのは、もう一度練り直していただきたいというのは、そういう感じしております。

最後に、これは以前も一度話したのですが、有料化に伴っての話がどうしても道内事例のお話しか出てこない。それでは、よくないのではないかと。実際、減量がうまくいっているところというのは、有料化しているところ、していないところにかかわらず、きちんとした共通の考え方を持っているのではないかと思います。有料化してもどうしても減量がうまくいっていない地域もあるわけですから、そういうことを考えると、もっと全国の状況、どうしてそうなっているのかというのを、もっと調査すべきだとも思いますし、他の委員からの質問に対する答弁は、どうしても道内事例ということが中心になってきているのが、自分が今まで質問してきた範囲とあまり変わっていないのではないかと、ちょっと悲しい気分になりますので、ぜひさらに調べていただきたいと、このように要望したいと思います。

気象の専門家について

通告はしていないのですけれども、台風のことは皆さんの質問からいろいろあった中で、どうしても気になることがあったので、一つお伺いしたいと思います。

気象とか自然変化に対して詳しい人というか、専門家とか、そういう人たちというのは市役所職員の中にとか、又は職員の中にいなくても、そういう場合に何か情報を得たりとかするような場とかというのはあるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

(総務)高野主幹

今回の台風に関して、あるいは通常の気象についてでありますけれども、私どもでウエザーニュースというところ

ると委託契約をしまして、災害情報、気象情報をいただいています。それから、あわせて気象台の方に札幌管区気象台と通常ホットラインで使っていますけれども、防災関係のラインの電話、問い合わせ先があるということで、私どもではだいたい2方向から情報をいただきながらということですから、個人的に専門的に小樽市内にということではありません。

森井委員

いや、先ほど、総務部長の答弁で予測していたというお話もあったのですが、実際台風がどのように発生するとか、本当に中学校から習うことですが、そのようなことを知識としてお持ちになっていますか。

総務部長

恥ずかしながら、学校で習ったといいますが、先ほど言いました気象情報といいますが、一般の方々の知識しかございませんので、そういうことで予測するという事は、私自身はなかなか難しいです。通常の気象情報等を見て判断しているということです。先ほども、確かにそういう気象の専門家といいますが、そういうことで逐一判断する方を配備するなりしていれば一番いいのかもしれませんが、なかなかそうもいきませんので、先ほど主幹が言っていますように、気象庁とか、そういう測候所とかの連絡を密にすることで、情報の収集をしていると、こういうことでございます。

森井委員

台風そのものが水温が高くなることによって発生するわけです。それは教育委員会の方々も当然ご存じかもしれないですが、その中で今年は皆さんもご存じのとおり、猛暑でたいへん水温の高い年で、本来は台風が日本の土の上といえいいのですか、夜に水温よりも先に冷えますから、そういうところを通ることによって、小さくなるのです。ですから、北海道をまず通ることがないことなのですが、今回の台風が通った経路は日本海だったのです。今年度は先ほども言ったように水温が高いがために、あそこを通過している時点でもう台風は勢力を衰えることなく北海道に当たることはわかるわけです、実際のところ。やはりそれが予測しきれていないというのは、専門家の方々に聞いてというのももちろんあるのですが、それぐらいの知識を防災として持っていなければ、もし持っていたら、その台風の来た日にやったことが前の日から行われていたのではないかなというふうにも思いますので、ぜひもちろんその専門家の方々からの情報とともに、みずからの知識というのを持たれることも防災として考えていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

総務部長

今回の台風、今年の台風の状況というのは、いろいろと新聞紙上で、本来ですと高気圧がずっと日本海まで張り出してくるので、日本の方に流れてこない。たまたま今回は張出しが少ないので、日本海を通過して北海道に到達した。そういう情報というのは、新聞等々で我々も知っています。先ほども質問の中で答弁しましたが、今回ずっと台風の中で北海道に接近するときに、我々としてはそのまま来だろうという、何回かそういう危機感といいますが、そういうふうになっていた中で、実際問題としては意外と被害が少なかったと。けっきょくなぜか知らないですが、小樽を避けていったと、こういう実際に状況もあったということを踏まえて、今回どうしても夜中から9時ぐらいにかけて、意外と我々が予想していた以上のものがなくて、少しおさまっていたような感じだったと。これは認識が甘いと言われれば仕方ありませんけれども、そういう状況があったものですから、予測がなかなか難しいというふうに申し上げたわけです。確かに、常日ごろ防災担当は実際私の所管するところですから、新聞紙上、台風が来たときにどういう状況になるのかということ詳しく承知していなければならないということは、今回でじゅうぶんしていかなければならないという反省の下、そういう近づくようになったら専門の方とか、気象の状況だとか一生懸命勉強しながら対応していきたいと、そういうふうに思います。

委員長

市民クラブの質疑を終結します。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。